【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年3月29日

【事業年度】 第16期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

【会社名】 株式会社グラッドキューブ

【英訳名】 GLAD CUBE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 金島 弘樹

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

【電話番号】 06-6105-0315(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 西村 美希

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市中央区瓦町二丁目4番7号

【電話番号】 06-6105-0315(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 西村 美希

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	回次		第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高	(千円)	492,413	671,664	882,868	1,215,796	1,480,636
経常利益	(千円)	6,813	62,555	126,717	298,606	455,536
当期純利益	(千円)	3,472	80,347	86,353	201,998	297,162
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	85,494	85,494	85,494	85,494	369,890
発行済株式総数 普通株式 A種優先株式	(株)	1,075,000 163,500	1,075,000 163,500	1,075,000 163,500	1,075,000 163,500	8,136,000
純資産額	(千円)	82,356	162,704	249,057	451,056	1,316,974
総資産額	(千円)	738,693	826,489	1,308,554	1,963,776	2,908,069
1 株当たり純資産額	(円)	62.80	11.94	33.52	60.70	161.87
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 株当たり当期純利益	(円)	3.23	74.74	11.62	27.18	39.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-	-	38.61
自己資本比率	(%)	11.1	19.7	19.0	23.0	45.3
自己資本利益率	(%)	4.2	65.6	41.9	57.7	33.6
株価収益率	(倍)	1	1	-	-	20.6
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	285,706	400,275	209,584
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	45,498	13,309	47,922
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	197,691	40,084	826,690
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	-	-	796,380	1,169,882	2,158,234
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	53 (24)	64 〔 - 〕	81 (-)	94 (-)	98 (-)
株主総利回り (比較指標: -)	(%) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価	(円)	-	-	-	-	1,580
最低株価	(円)	-	-	-	-	786
(注) 1 坐外 计 油 维 时 双 ==					5+>42学比描学で	10.76

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については 記載しておりません。
 - 2 . 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。
 - 3.1株当たり純資産額については、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
 - 4.1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 - 5.第12期から第15期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 - 6. 第12期から第15期までの株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 7.第12期及び第13期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。

有価証券報告書

- 8. 第12期及び第13期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
- 9.第14期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任 監査法人により監査を受けております。
- 10.従業員数は就業人員であり、従業員数欄〔〕外書は臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除 く)の年間平均人員であります。なお、第13期以降の平均臨時雇用者数については、臨時雇用者数の総数が 従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
- 1 1 . 2018年 2 月14日付でA種優先株式を1,635株発行しております。
- 12.2018年8月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 13.2022年6月10日付で発行済みのA種優先株式の全数を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は、2022年6月10日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
- 14.当社は、2022年6月11日付で株式1株につき6株の株式分割を行っております。そこで、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 15.第12期から第16期の株主総利回り及び比較指標については、当社は、2022年9月28日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、記載しておりません。
- 16.最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、当社は、 2022年9月28日に同取引所へ上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。
- 17.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

提出会社は、2007年大阪市生野区において、インターネットコンサルティングを目的とする会社として、現在の株式会社グラッドキューブの前身である「合同会社GLAD CUBE」を創業いたしました。

その後、2008年2月に本社を大阪市中央区に移転し、ネット広告代理、ウェブサイト解析、メディア事業を目的とする会社に改め、商号も「株式会社グラッドキューブ」に変更いたしました。

合同会社GLAD CUBE設立以後の当社に係る経緯は次のとおりであります。

年月	概要
2007年 1月	合同会社GLAD CUBE設立(大阪府大阪市生野区)
2008年 2 月	株式会社グラッドキューブとして組織変更 リスティング広告のコンサルティングを開始
2011年 1月	マーケティングソリューション事業を開始
2011年10月	Google Excellent Performer Award 最優秀賞受賞
2013年 3 月	サイト制作サービスを開始
2013年 4 月	東京支社開設(東京都渋谷区)
	SaaS事業開始
	ウェブ解析ツール「SiTest(サイテスト)」 版ローンチ
	Facebook (現:Meta Platforms)広告代行サービスを開始
	アクセス解析サービスを開始
2014年 3 月	東京支社移転(東京都渋谷区)
2014年 9 月	大阪本社移転(大阪府大阪市中央区)
2016年 5 月	「SiTest」AIレポート機能を提供開始
2016年 9 月	SPAIA (スパイア) 事業開始
	スポーツAI予想解析メディア「SPAIA」 版ローンチ
2017年 1 月	「SiTest」ディープラーニングによる自動返信機能を提供開始
2017年 7 月	大阪本社移転(大阪府大阪市中央区)
	東京支社移転(東京都港区)
2018年 2 月	MICイノベーション 4 号投資事業有限責任組合及びNTTインベストメント・パートナーズファンド 2 号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資を実施
	NTTグループとの取引開始
2018年12月	「SPAIA」アプリ版ローンチ
2019年7月	「SiTest Lite」ローンチ
2019年12月	競馬AI予想解析メディア「SPAIA AI競馬」(現:SPAIA競馬) 版ローンチ
2020年3月	東京支社移転(東京都港区)
2020年11月	「SPAIA AI競馬」アプリ版ローンチ
2022年7月	サイト高速化ツール「FasTest(ファーステスト)」 版ローンチ
2022年 9 月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は「データ×解析の力でSaaS企業として世界中のプラットフォームとなる」を経営ビジョンに掲げ、主にインターネットを活用して事業拡大、販売促進を実現したい企業に対して以下3つの事業を展開しております。

「SaaS事業」…自社開発のSiTestを用いたウェブサイト解析、アクセス解析、サイト制作、コンテンツ制作、コンサルティングによる包括的なデジタルマーケティング施策を顧客に提供しております。

「マーケティングソリューション事業」…インターネット広告の提案型運用、コンテンツ制作、アクセス解析を行い、広告効果を報告するために事業部内で作成したレポート等の成果物を顧客に提供しております。

「SPAIA事業」…自社開発によるSPAIAのメディア運用、AIによるプロ野球及びサッカーの勝敗予想、スーパー選手名鑑、SPAIA競馬のウェブ・アプリで予想オッズ配信や予想に役立つコンテンツ等を一般消費者へ無償提供しているほか、AI予想家によるAI競馬予想、詳細な競馬データ等を一般消費者へ有償で提供しております。プロ野球及びサッカーのデータ提供元であるデータスタジアム株式会社と協業し、プロ野球一球速報ウィジェットを顧客に提供しております。

(1) SaaS事業

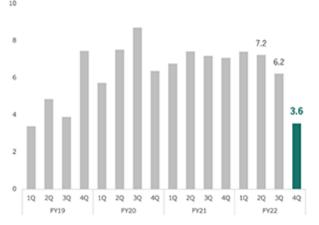
SiTestはウェブサイト解析から改善まで一気通貫して実施できるオールインワンのサブスクリプション型ウェブサイト解析ツールであります。顧客のウェブサイトを訪れたユーザーがどこを閲覧しているか、クリックしているかを可視化するヒートマップを提供しております。ユーザー行動が蓄積されたデータを検証し仮説を立て、管理画面内からユーザーテスト(A/Bテスト、スプリットテスト)を行うことにより、ウェブサイトの課題を発見し改善を行うことができます。一般的にA/Bテストを行うには別のウェブサイトを2つ以上制作してテストを実施するため、コストと時間を必要としますが、SiTestでは専門的な知識を持たないユーザーでも即時にテスト用のウェブサイトを作成できます。ショッピングカートや入力フォームを最適化するEFO(Entry Form Optimization)、マーケティング担当者の効率化をサポートするAI搭載の自動レポート機能など、ウェブサイトの最適化に必要な機能をオールインワンで兼ね備えているのがSiTestの最大の特徴であります。

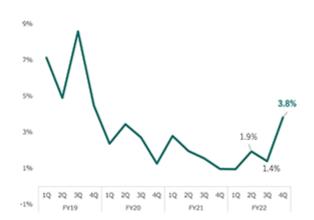
当社の営業プロセスモデルでは、潜在顧客を獲得し見込顧客に転換するマーケティング担当、見込顧客の育成を行うインサイドセールス担当、ツールの活用支援やサポートを行い契約継続を促すカスタマーサクセス担当がおります。セールスコストの削減を可能とするマーケティングソリューション事業からのリードシェア、自社の強みであるインバウンド営業とデジタルマーケティングの強化の結果、LTV/CAC(*1)については、足元の当事業年度第4四半期における3.6とマーケティングコスト増加により一時的に悪化いたしました。ネットレベニューチャーンレート(*2)で計測しております解約率については、足元の当事業年度第4四半期における四半期平均は3.8%と、当事業年度第2四半期より上がりましたが、一時的なものと捉えております。

四半期ごとのLTV/CAC平均値推移

(単位:X)







(*1)LTV/CAC...顧客生涯価値 / 顧客獲得コスト。

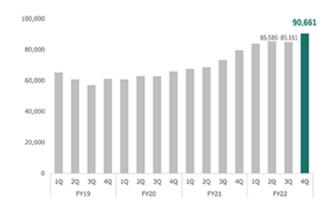
(*2)ネットレベニューチャーンレート...(失った月次経常収益 - 増額した既存顧客分の月次経常収益)/月初(先月末)の月次経常収益。

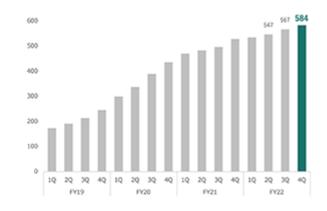
SaaS事業の主要KPIは平均単価とアカウント数としております。第4四半期時点で四半期期間平均単価は90,661円で過去最高金額となりました。また、アカウント数につきましては2022年12月期の第4四半期時点で四半期期間平均アカウント数は584件とこちらも過去最高数値となり、平均単価、アカウント数共に順調に推移しております。平均単価の定義はツール費や付随するサービスを合計したものを平均単価とし、四半期ごとの平均を四半期期間平均としております。アカウント数の定義は有料アカウントの発生ベースで積み上げております。また、SiTestには中小企業向けのヒートマップ機能を抜粋した「SiTest Lite」がございます。

四半期ごとの平均単価推移

四半期ごとの平均稼動アカウント数推移 (#位: #)







SiTestの主な機能は以下のとおりであります。

	スクロールヒートマップ:ユーザーがページのどの部分までスクロールしたかを表
	示する機能
	スクロールデータ:スクロールヒートマップとして表示されるデータを定量的に表
	示する機能
	マウスグラフィヒートマップ:ユーザーのマウスポインタの滞在箇所をサーモグラ
	フィ状に表示する機能
	るかを検証する機能
ヒートマップ解析	タップヒートマップ:スマートフォンやタブレット端末でユーザーがタップした筒
	所を表示する機能
	タッチアクション:スマートフォンやタブレット上で起こるユーザーのタップ(指
	たでのタッチ)、スワイプ(指で特定の方向へ動かす操作)、ピンチイン・ピンチ
	アウト(指で拡大・縮小する操作)をSiTest独自の表現でセグメント別に確認でき
	る機能 3機能
	- 1.5.1.5
	クリック(タップ)データ:ウェブページ内に配置された要素のクリック(タッ
	プ)数を計測し、どのボタンや画像がクリックされたのか可視化する機能
	ひとりひとりのユーザーがサイト内でどのように行動したかを動画で確認でき、定性的
	なデータからユーザビリティ上の問題点を発見して、より成果に結びつきやすいサイト
	へ改善する機能
A3 == = 4.48.45	セッションリプレイ:訪問したユーザーのクリック / マウスの動き / スクロールな
録画再生機能 	どを録画して再生する機能
	│ ゲイズプロット:サイト内のユーザーの行動を「順序」と「滞在時間」で可視化
	│ │ し、ページ上のコンテンツをどの順番で、どのくらいの時間で読んでいるのかを視
	賞的に把握できる機能
	A/Bテスト:同一URLにアクセスしてきた任意の割合の訪問者に改善案のページを表
	示してオリジナルのページと成果を比較できる機能
テスト機能	スプリットテスト: A/Bテストではページ単位での比較になるが、多変量テストは一
	度に複数の要素の改善案をテストできる

	サイト訪問者の属性・行動ごとにコンテンツを最適化した「パーソナライズしたペー
	ジ」を表示させて、コンバージョン率を向上させる機能
	ページの閲覧環境やアクセスデータの項目と、流入時のセッションの範囲・タイミ
パーソナライズ機能	ングとを組み合わせた「振り分け条件」を設定して、パーソナライズの対象となる
	サイト訪問者を選別する
	ウェブサイト又はページへの流入時に「振り分け条件」に一致したサイト訪問者に
	対して「パーソナライズしたページ」を表示させることができる
	任意の画像を、指定したページにリンク付きのポップアップ(*1)として表示させるこ
	とで、ユーザーの視認性を高めてコンバージョン(*2)の向上が期待できる機能
ポップアップ機能	デバイスに合わせて最適なポップアップを表示させることができ、さらに配信したポッ
	プアップに対するサイト訪問者の「クリック」の反応はもちろん、設定したゴールに対
	する「ポップアップを経由したコンバージョン」を一覧画面で確認できる
EFO(エントリーフォー	ユーザーの入力を自動でサポートしたり、入力内容に対して適切なエラーメッセージを
ム最適化)	表示するなど、ユーザーの手間を省いてフォームの利便性を向上させる機能
	SiTestにログインしなくてもレポートを、指定したメールの宛先に毎週配信するため、
	ログイン権限がない関係者の方にも最新のウェブサイトの状況を共有できる
	スマートレポート:各種ヒートマップの分析結果が、Excel形式のファイルにまとめ
	られた状態でダウンロードできるレポート
	AIレポート:ニューラルネットワーク(* 3)を活用して学習している膨大な数の
レポート機能	ウェブ行動データを利用し、利用ユーザーと他社のサイトの状況を比較して改善点
	を分析するレポート
	サイトのコンバージョンデータを様々な切り口からレポーティングするだけではな
	く、Google Analytics(* 4)やSearch Console(* 5)と連携して、押さえるべ
	き重要な指標もまとめて反映するレポート
	ウェブサイトの改善前と改善後の期間や、異なるセグメントのヒートマップを並べて比
	較することで、改善の成果や訪問時の条件が異なるユーザーの行動を分析できる
	期間比較機能:ウェブサイトの改善を行う前と行った後の期間を比較して、改善を
データ比較機能	行ったことによる成果を判断することができる機能
	セグメント比較機能:ウェブサイトに初めて訪問したユーザーとリピーターなど、
	特定の条件で訪問者を絞り込んで比較できる機能
	ダッシュボード:ウェブサイトへのアクセス状況を、ウェブ解析の一般的な指標の
	数値とグラフでわかりやすく可視化する機能
アクセス解析機能	セッション一覧:全てのセッション(* 6) において、ユーザーがどのようにサイ
	ト内で行動しているのかをひと目で把握できる機能
	ゴールファネル:コンバージョンをゴールとして設定し、ゴールを達成するまでに
	クリアする条件をステップとして複数設定できる機能
	サイトに訪れたユーザーに対し、エンゲージメントが高い動きをしたユーザーのみり
 ウェブ広告連携機能	ターゲティング広告を配信するなど、広告配信のCPA(*7)を最適化する支援をする機
ノエノ心口圧]乃[成化	
	能

- (*1)ポップアップ...ウェブサイト上に小さい画面を重ねて表示させるウェブサイトを指します。
- (*2)コンバージョン…インターネットを利用するユーザーが広告を操作し(広告のクリックや動画広告の視聴等)、広告主にとっての広告の目的とする特定の行動(サイトでの商品購入やアプリのダウンロード等)に至ることを指します。
- (*3)ニューラルネットワーク…人間の脳の神経回路網を模した数学モデルであり、機械学習の一手法のことを指します。
- (*4) Google Analytics...Google社が提供するウェブサイトの解析ができるツール。
- (*5) Search Console...Google社が提供するウェブサイトのパフォーマンスが分析できるツール。
- (*6)セッション…ウェブサイトへのアクセス開始から終了までの一連の通信を指します。
- (*7) CPA...Cost Per Actionの略で、顧客獲得単価と訳されます。コンバージョン1件あたりに要した広告費用のことを指します。

2022年7月にローンチしたウェブサイト高速化ツールの「FasTest (ファーステスト)」においては、マーケット調査が終わった段階であります。

FasTestの主な機能は以下のとおりであります。

高速化したページ固有のURL自 動生成機能	高速化したランディングページを広告運用に利用し、広告の品質スコアを改善する機能
高速化したページのHTMLファイ ルダウンロード	高速化したページのHTMLファイルをダウンロードできる機能 ソースコードを既存のランディングページのHTMLファイルと置き換えれば、公開 中のURLのままページスピードの高速化を実現できる
画像ファイルの自動圧縮	ページスピードに大きく影響する画像のファイルサイズを、画質の劣化を抑えた 圧縮によって自動で軽量化する これにより、快適なウェブページの閲覧やウェブ上の購買体験をサイト訪問者に 提供することができる
画像ファイルの次世代フォー マット自動変換	画像ファイルを、ファイルサイズの圧縮率が高い次世代フォーマットの「AVIF」や「WebP」に自動変換する機能 ページスピードの高速化とGoogle社の「Google PageSpeed Insights」スコアの 改善に効果が期待できる
レポーティング機能	ページスピードの改善を数値化し、導入前後のパフォーマンスを比較できる機能
SiTest連携(オプション)	当社が提供するSiTestと連携し、共通のアカウントとして利用できる機能連携することにより、FasTestでページスピードを高速化したページをSiTestのヒートマップ機能で分析し、A/B テスト機能で検証して改善したページをFasTestでさらに高速化するなど効率的な改善ができる

(2) マーケティングソリューション事業

当該事業においては、主に大企業・中小企業に対してインターネット上の広告運用代行と付随するアクセス解析及びクリエイティブ制作を行っております。人材のリソース不足や専門的な知識を持たない企業の課題に対し、現状分析から戦略立案、効果的な出稿媒体選定、コンテンツ制作、実行、効果測定までワンストップで提供しております。十分な予算やリソースが不足している中小企業、個人事業主に対しては少額プランを提供しており、幅広い企業の収益機会の拡大に貢献しております。

当該事業の顧客に対してもSaaS事業のプロダクトであるSiTest等を提供することにより更なる価値を提供可能であることから、両事業間でのリードシェアを積極的に実施しております。当社は営業専任の人材を有していないものの、広告運用及び顧客折衝教育まで幅広く社員教育を行っております。そのため、顧客の求めるビジネス成果の達成に寄与しております。

当社が顧客に提供している主なサービスは以下のとおりであります。

インターネット広告運用

主に運用型広告を中心に、インターネット広告の代理販売及び運用代行を提供しております。なお、当社が 提供する主なインターネット広告は以下のとおりであります。

・リスティング広告運用

インターネットにおいて、ユーザーの検索結果に適した広告を表示するサービスであります。検索結果の 画面に広告が表示される検索連動型と、訪問先のウェブサイトに広告が表示されるコンテンツ連動型、テキ ストや画像、動画形式で掲載されるディスプレイ広告があります。

・DSP広告運用

DSPとは「Demand Side Platform(デマンドサイドプラットフォーム)」の略称であります。DSPを用いて 広告配信を行うのがDSP広告であり、配信先ターゲット層の設定や広告予算の設定など、広告の成果を上げる ための配信設定や調整を行っております。

·SNS広告運用

SNSとは「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称で、特定のメンバーでコミュニケーションをとる機能を持つウェブサイトやサービスを指します。各SNSのウェブサイトや検索結果を通じて広告を出稿することで、共通の興味関心が多いユーザーの目に留まりやすく、ターゲット層を詳細に設定できることが特徴であります。

・バリュープラン

中小企業向けにSiTest Liteを含めた少額プランを提供しております。

アクセス解析

Google Analyticsを用いてウェブサイトのアクセス解析を提供しております。広告運用による解析とあわせて、広告によってウェブサイトを訪れたユーザーの動向や属性を解析し、顧客の求めるターゲット層に乖離がないか、また広告運用を効果的に実施できているかなど様々な切り口の解析結果を顧客へ提供しております。

サイト解析

自社開発のウェブサイト解析ツールSiTestを用いて広告によってウェブサイトを訪れたユーザーの動向や属性を解析し、顧客の求めるターゲット層に乖離がないか、また広告運用を効果的に実施できているかなど様々な切り口の解析結果を顧客へ提供しております。 のアクセス解析で実現できないヒートマップ解析及びスクロール解析を主に用いております。

上記SaaS事業及びマーケティングソリューション事業はセグメントを分けておりますが、両事業のパッケージ販売、顧客リストの共有等を行うなど連携によるシナジー効果がございます。

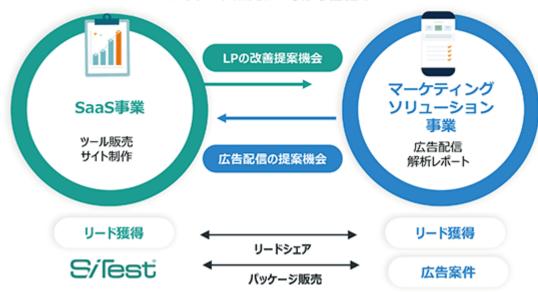
50% 43,8% 45% 39.0% 40% 35% 34.3% 30% 25% 20% 15% 10% 5% 0% 1Q 2Q 3Q 4Q 1Q 2Q 3Q 4Q 1Q 3Q 4Q 2Q FY20 FY21 FY22

四半期ごとの平均クロスセル売上比率

[クロスセル計算方法]

- ・分母をSaaS事業全体とマーケティングソリューション事業全体の売上合計とし、分子はSaaS事業とマーケティングソリューション事業両方で取引のある顧客の売上高の合計です。
- ・クロスセルの成長戦略を開始した2020年12月期からとしております。
- ・クロスセル売上比率は四半期ごとの平均値で計算しております。

パッケージ販売につながる仕組み



(3) SPAIA事業

当社はAIの機械学習を使用したスポーツメディアプラットフォームとして、プロ野球一球速報等を軸とする SPAIAを運営しております。プロ野球一球速報ではウィジェット化して新聞社やメディアへ販売しているほか、メディアの記事連携による広告収入及び自社サイトでの広告収入が収益モデルとなっております。

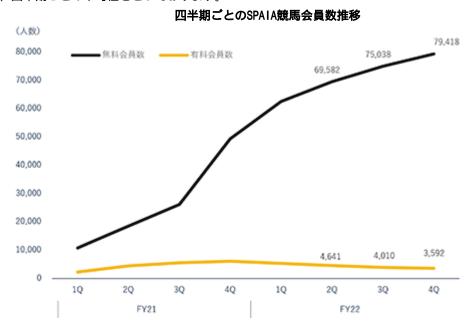
その中でも顧客需要があった競馬コンテンツを別サイトに切り出し、無料会員及びサブスクリプション型の有料会員を募ったところSPAIA事業の売上が拡大したことから、特にSPAIA競馬に注力しております。SPAIA競馬に関しては有料会員による収益のほか、メディアの記事連携による広告収入がございます。

SPAIA競馬

SPAIA競馬はSPAIAから競馬コンテンツを切り出したサブスクリプション型サービスであります。SPAIAのAIとは異なるAIを搭載していること、異なるデータを活用していることなどから、アプリもSPAIAと分けて開発及び運用しております。SPAIA競馬には有料会員と無料会員があります。有料会員(月額課金)の場合、コースが3種類(ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド)あり、無料会員では利用できないAIによる解析データを付加価値として提供しているほか、コースごとに利用可能なコンテンツの範囲・質が異なっております。

有料会員数は2021年度第4四半期から減少傾向にありますが、同年8月に価格を引き上げた影響により解約率が悪化したものであります。

有料会員数とは、当社が提供している各コース (ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド) の登録会員数から算出 しており、四半期ごとの平均値をとっております。



SPAIA

SPAIAはAIの機械学習によってプロ野球やJリーグの勝敗予想コンテンツを兼ね備えたスポーツメディアプラットフォームであります。SPAIAでは編集部が取材・編集したオリジナル記事を読めることに加え、自社開発にて自動生成されるインフォグラフィック(*1)記事を提供しております。

SPAIAは、記事を配信するだけでなく、ソーシャル機能も兼ね備えたユーザー参加型の勝敗予想や詳細なセイバーメトリクス(*2)が掲載されたスーパー選手名鑑、立体的なグラフィックのプロ野球の一球速報でスポーツをより身近に愉しんでもらえるコンテンツを複数展開しているのが最大の特徴であります。

主な機能は以下のとおりであります。

(*1)インフォグラフィック…情報、データ、知識を視覚的に表現したもの

(*2)セイバーメトリクス…野球のデータを統計学的見地から客観的に分析し、選手の評価や戦略を考える分析手法

AI勝敗予想

AIが過去の対戦データや選手データを分析して、試合の勝ち負けを予想。プロ野球AI勝敗予想では、勝つと予想したチームに投票することで、ユーザー自身の勝敗予想結果と的中率を記録できる。試合ごとにAI勝敗予想の根拠を説明したレポートも配信。月ごとにユーザーランキングも発表するコンテンツ。

一球速報リアルタイム配信

プロ野球の球種・配球・打球方向をAIが予想。投球の軌跡と球種情報を臨場感あふれる3Dグラフィックでリアルタイム配信を行う。1試合中の勝利確率やターニングポイントがわかるWPAグラフ(*1)も掲載することで、深い視点で試合観戦ができるコンテンツ。

スーパー選手名鑑

プロ野球、Jリーグ、Bリーグに登録されている選手の詳細情報を配信。選手プロフィールなどの基本情報だけでなく、シーズン成績や試合別成績データも選手ごとに掲載し、更新性の高い選手名鑑コンテンツを提供。

セイバーメトリクス

プロ野球の選手個人別、チーム別の豊富なデータをわかりやすく、比較しやすくするために数値だけでなく レーダーチャート(*2)や様々な種類のグラフで視覚的に掲載するコンテンツ。

ドラフト注目選手・歴代指名選手情報配信

今季のドラフト注目選手や候補選手のプロフィール、シーズン成績を掲載。ドラフト会議当日はリアルタイムで速報結果を配信。今季だけでなく、遡ってデータを閲覧することができ、現役から歴代まで幅広いドラフト候補選手情報が年代別、チーム別で閲覧することができる。守備や属性(高校生・大学生・社会人)、現在の状況がひと目でわかるグラフを掲載しているコンテンツ。

SPAIA totoによるサッカーくじtoto予想

「SPAIA toto」とは、最先端のサッカー戦況予想AIを搭載したAIサッカーシミュレーションメディア。
Jリーグなどのtoto対象試合の展開を、独自に開発したAIがリアルにシミュレーションして勝敗を予想するコンテンツ。

インフォグラフィック記事

ライトなスポーツファンもスポーツデータを愉しめるよう、視覚的にグラフィックで表現した記事。

アプリ内での配信

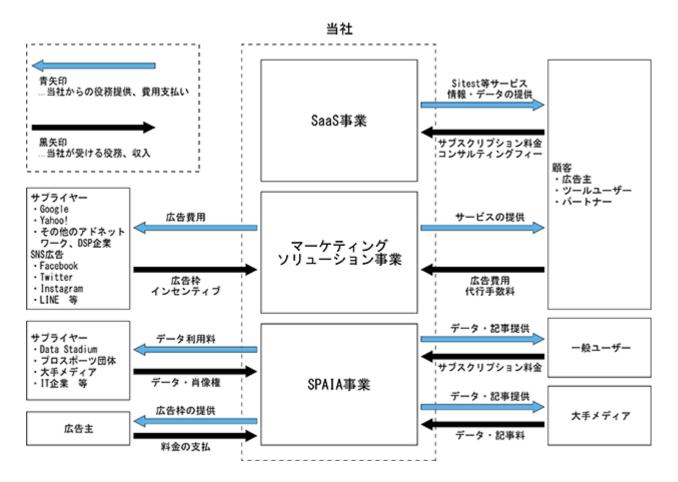
スマートフォン向けアプリでは競馬コンテンツを中心に、セイバーメトリクス軸でのプロ野球選手分析など、SPAIAならではのコンテンツを配信。

オリジナル記事

長く親しみやすいロングテール記事(*3)を中心に、オリジナルの記事、スポーツ界の著名人をゲストに招いた対談記事、独自のインタビュー記事を配信。

- (*1)WPAグラフ...WPAとは「Win Probability Added」の略であり、「勝利期待率加算値」「勝利確率」を意味します。WPAグラフは、勝利確率の推移をグラフ化したものになります。
- (*2)レーダーチャート…複数の変数を構成比に直すことなく、正多角形上に表現したグラフを指します。
- (*3)ロングテール記事…時事性のある記事と比較した場合、閲覧数は少ないものの、時期を問わない内容であるため、長期間にわたって読まれやすい記事を指します。

当社の事業系統図は、以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
98	32.3	3.0	4,305

セグメントの名称	従業員数(名)	
SaaS事業	25	
マーケティングソリューション事業	44	
SPAIA事業	15	
全社(共通)	14	
合計	98	

- (注) 1. 従業員数には、休職者及び平均臨時雇用者数は含まれておりません。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。
 - 4. 臨時従業員の総数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社は、「データ×解析の力でSaaS企業として世界のプラットフォームとなる」というビジョンのもと、「SiTestを中心としたUI/UX解析改善アプリをデファクトスタンダードにする」、「インターネット広告プロモーション事業を日本一の取り扱い企業にする」、「データ解析力を、世界のあらゆるジャンルに活かしプラットフォーム化する」ことを事業目標として掲げております。このような目標のもと、データドリブンな事業展開の連鎖で事業領域の変革を推進しております。また、社名の由来でもある「喜びをカタチに」していくために、仕事を通じて自社の社員とその家族、取引先を幸せにする連鎖を生み出すため、下記10項目のバリューであるGC Way (グラッドキューブウェイ)を会社の行動指針とし、事業の発展を図っております。

約束は必ず守ろう:目標達成に向けてスケジュール管理を徹底し、約束ごとを守ります。

プロ意識を持とう:ウェブマーケティングのプロフェッショナルとしてスピード感を持ち、解決策を生み出します。

先手を取ろう:見えない課題を発見し、期待を超える提案をします。

分析オタクになろう: 行き当たりばったりの提案・行動ではなく、緻密な分析と考察を通して、未来を切り拓きます。

考えながら走り、走りながら考える:常に頭を使って個人の成長と事業スピードを加速させていきます。

本音でぶつかろう: 立場、役職、年齢など関係なく、一つの目的、目標に向かって本音でぶつかりあう関係を作っていきます。

諦めない心:失敗したら挽回する、その気概を持つことが成長に繋がることを信じて諦めない心を持ち続けます。

毎日新しい発見を:自分に過信することなく素直な心、謙虚な姿勢で物事に向き合い、日々の新しい発見 に気づく力を養っていきます。

楽しみ、楽しませよう:どんなときも遊び心を忘れず、笑顔を絶やしません。

お客様に最高の喜びを:お客様の喜びは、私たちの喜び。最高の「Glad」を提供するために、喜びをカタチにしていく組織であり続けます。

(2) 目標とする経営指標

当社は、より高い成長性及び収益性を確保する視点から、売上成長率及び経常利益を重視する経営指標と捉えております。

(3) 経営環境

インターネット関連市場においては、「2022年 日本の広告費」(出所:株式会社電通 2023年2月発表)によると、日本の総広告費は過去最高の7兆1,021億円(前年比104.4%)となりました。「インターネット広告費」は継続して高い成長率を保ち、3兆912億円(前年比114.3%)となり、2兆円を超えた2019年から3年で約1兆円の増加となりました。「マスコミ四媒体広告費」及び「プロモーションメディア広告費」については前年比で減少しており、インターネット広告費によって日本の総広告費を押し上げる形となりました。また「2022年国内動画広告の市場調査」(出所:株式会社サイバーエージェント 2023年2月発表)によると、日本の動画広告市場は5,601億円(前年比133.2%)となりました。大手動画配信サービスにおける動画広告の需要が引き続き大きく増加し、コネクテッドテレビにおける動画配信の普及も増加に寄与しております。

競馬関連市場においては、JRAにおける「売得金額・入場人員」(出所:日本中央競馬会 2023年1月発表)によると、売得金額は3兆2,539億円(前年比105.3%)、総参加人員は過去最高の1億9,680万人(前年比110.0%)と継続して増加傾向にあります。また、NARの「令和3年事業報告書附属資料」(出所:地方競馬全国協会 2022年発表)によると、総売得金額は9,933億円(前年比108.9%)となり、継続的な増加を維持しております。

このような環境の中、当社はデジタルマーケティングを中心とした顧客支援、自社開発のAIを活用したサービス開発を基に更なる成長を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が、対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

事業の収益基盤の強化及び加速

当社は、SaaS事業、マーケティングソリューション事業、SPAIA事業と3つの事業を展開しておりますが、全体の収益基盤について、一層の強化が必要であると考えております。収益基盤を強化するために最も重要となるのが、SaaS事業及びマーケティングソリューション事業については顧客数、SPAIA事業については、サブスクリプション利用のユーザー数の増加であると考えております。かかる課題に対処するために、効果的なプロモーション活動を通じて3つの事業の認知度向上に努めるとともに、SPAIA事業の継続的な機能・利便性、ユーザビリティの改善を行ってまいりたいと考えております。

SaaS事業における新規開発ツールへの取組み

現在SaaS事業においては、SiTestのサブスクリプション収益がSaaS事業部の売上高の大半を占めております。そのため、今後の収益拡大においては、SiTestのみならず、需要が高くかつ安定して収益を生むプロダクトを複数提供することが必要だと考えております。かかる課題に対処するため、現段階でのウェブサイト市況やマーケティング市況を踏まえ、新規プロダクトとして、ウェブサイトの高速化に資する「FasTest」を2022年7月にローンチいたしました。2023年12月期ローンチに向けて動画広告解析ツール「MoVest(ムーベスト)(*)」の開発を行っております。

(*) MoVest...YouTube動画解析ツールでYouTube Analyticsから取得できるデータを元に視覚的に解析結果が 見られるサブスクリプション型のツールです。

優秀な人材の確保

当社は、事業の拡大や新規事業への進出を行っていく中で、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、人材の採用及び育成に関する各種施策を継続的に講じてまいります。

情報セキュリティのリスク対応強化

当社は、ウイルスや不正な手段による外部からのシステムへの侵入、システム障害及び役職員、パートナー 事業者の過誤による損害を防止するために、引き続き優秀な技術者の確保及び職場環境の整備、社内教育によ る情報セキュリティの強化を図ってまいります。

迅速な意思決定を行うための組織体制の強化

組織が拡大しても、引き続き高い成長力を維持していくためには、効率的かつ迅速に経営意思決定を行う必要があります。具体的には、経営上の重要な意思決定を迅速に行うために必要な、主要なKPI(Key Performance Indicator:重要業績評価指標)や財務数値を社内においてタイムリーに把握できる体制・仕組みを構築してまいりたいと考えております。また、内部牽制体制とのバランスを図りながら、意思決定を迅速に行うため役職員への適切な権限付与を整備することが重要と考えております。

内部管理体制の強化

継続的に当社が成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し当該リスクを適切にコントロールするための体制強化や、未然の不正防止や業務の適正性を確保するための内部統制システムの強化が重要な課題と考えております。具体的には、内部監査部門が、内部監査規程に基づき内部監査を実施します。内部監査の結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに代表取締役CEOに報告されます。各監査役が取締役会等に積極的に参加し、高い専門的見地から取締役の意思決定・業務執行について適宜意見を述べることにより、取締役会への監査・監督機能の一層の強化を図ってまいります。監査役、内部監査部門及び会計監査人による会合を定期的に開催することにより、監査・監督機能がより有効・適切に機能するよう努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

当社の事業展開上、リスク要因となりうる主な事項を記載しており、これらのリスクが発生する可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針でありますが、当社の経営及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があるものと考えております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業内容について

インターネット関連市場の動向について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:短期的 影響度:大

当社はサイト解析ツールSiTestの運営とインターネット上における広告代理店事業の運営を事業基盤としており、インターネット及び関連サービス等の更なる発展が、当社の今後の成長を図るうえで重要であると考えております。現在、国内のインターネット人口普及率は13歳~59歳の各年齢層で9割(出所:総務省「通信利用動向調査」2022年5月発表)に達しており、スマートフォン保有の世帯割合は88%を超え、今後についても同様の傾向が続くと思われます。

しかしながら、インターネット利用に関する新たな規制やその他予期せぬ要因により、インターネット利用環境が急激な変化に見舞われ、インターネット利用の発展が阻害された場合、当社の事業展開に支障が生じ、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。

インターネット広告市場について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:短期的 影響度:小

2022年国内の総広告費は7兆1,021億円(前年比104.4%)となりました。その中でインターネット広告費は継続して高い成長率を保ち、3兆912億円(前年比114.3%)となりました。(出所:電通「2022年 日本の広告費」 2023年2月発表)

しかしながら、インターネット広告市場やその中で行う広告販売代理事業は、一般的に景気変動の影響を受け やすい傾向があります。そのため景況が悪化した場合には、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性が あります。

季節変動が業績に与える影響

発生可能性: 高 発生する可能性のある時期:1年以内 影響度:大

当社のマーケティングソリューション事業の売上は、広告主の広告予算をベースに構成されるため、広告主の予算の月ごとの配分の影響を受けます。特に年度末に予算が配分される広告主との取引は、多くの広告主が年度末として設定している12月及び3月に売上が集中する傾向があります。また、8月はインターネット広告市場全体でインターネット広告費用の使用額が他の月よりも少なくなる傾向があり(出所:経済産業省 特定サービス産業動態統計調査 毎月公表)、当社の顧客の広告費使用額も減少する傾向があります。したがって、安定的に月次業績が推移する業種に比し売上及び利益の変動が起こりやすいほか、繁忙時に業務を継続するための労働力を確保する必要があり、変動が大きく下振れが顕著な場合には当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。

競合について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:短期的 影響度:中

当社が事業を展開するSaaS事業及びマーケティングソリューション事業は、競合企業が複数存在しており、今後インターネット市場の拡大に伴い、規模の大小を問わず競合企業の新規参入が予測されます。SaaS事業のSiTestとマーケティングソリューション事業を組み合わせて提供することにより、競争優位性の確保に努めており、さらに独自の教育体制により企画から制作、運用、コンサルティングに至るまでをワンストップで提供できる体制の構築、競合優位性の確保に努めております。しかしながら、競争の激化等により新規顧客の減少や、既存顧客との取引が終了する場合に、収益性の低下を招き、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

特定仕入先の依存について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社のマーケティングソリューション事業においては、グーグル合同会社及びヤフー株式会社からの仕入に大きく依存しております。第16期事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)の依存率はグーグル合同会社が55.9%、ヤフー株式会社が18.1%であります。両社以外のメディアから新しい広告商材を仕入れて取り扱うこと等の取組みは継続しております。また、両社とは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来たす事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。しかしながら、両社における経営方針、販売方針・販売施策の変更及び取引条件の変更が生ずる場合等には、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。当社といたしましては、今後も主要取引先との取引拡大に加え、他社からの仕入拡大にも努めることで、当該特定仕入先への依存率低下を図り、リスク低減に努める方針であります。

与信管理と債権回収について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:短期的 影響度:小

当社は、取引開始の事前に与信調査を行うとともに、取引開始後も継続的に与信調査を行っておりますが、通常予測しえない何らかの事情により、顧客の信用力が急激に悪化し、債権回収の不調等による経済的損失が発生した場合、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。

法的規制の変化について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社における事業の直接的な法的規制又は業界の自主規制はありませんが、インターネット関連分野においては、「特定商取引に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」等が存在しております。インターネット取引やソーシャルメディアが普及する一方で、インターネットやソーシャルメディアを悪用した犯罪が頻発する等、社会情勢に影響を及ぼした場合、インターネットやソーシャルメディアの事業に係る法的規制又は自主規制の強化等がなされた場合に、当社の事業において何らかの制約を受け、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、インターネット広告においては、「不当景品類及び不当表示防止法」、「著作権法」、「医療法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等が存在しております。当社では、上記の各種法的規制に抵触しないように、具体的な注意点を記した法令チェックリストを整備し、広告制作担当者やその上長、必要に応じて担当役員が慎重に確認を行っております。広告主がこれらの法律に違反しても直ちに当社の広告取引が違法となるわけではありませんが、当社が広告主の違法行為を助長させているとみなされた場合は、当社の社会的信用が失墜する等、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

公営競技において、運営者が掛け金に対する手数料率の変更や法的規制の変化があった場合に、公営競技の利用者の動向を通して、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンへの依存について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:中

当社が提供するSaaS事業部及びマーケティングソリューション事業、SPAIA事業は特定の検索エンジン (「Google」、「Yahoo! JAPAN」等)の検索結果を受けて営業活動及び集客を行っております。そのため、当社ではSEO(検索エンジンの最適化)対策等の必要な施策を講じております。

しかしながら、検索エンジンにおける表示結果順位は、特定の検索エンジン事業運営者のシステムや判断によるものであり、運営者の方針やシステム変更等により、これまでのSEO対策が有効に機能しなくなった場合に、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

SaaS事業の解約リスクについて

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:中

SiTestの利用規約上、サービスの契約期間は基本的に1年間となっており、その後、顧客の意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社としては、できる限りSiTestの利用契約が継続されるよう、契約締結後、充実したカスタマーサポートの提供、営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握及び当該ニーズを反映するための機能改善開発に取組んでおります。かかる取組みに加え、顧客属性は分散していることから、解約数が急激に増加するリスクは低いと考えておりますが、万が一解約数が急激に増加した場合は、当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

SPAIA事業のリスクについて

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社は、SPAIAに格納しているプロ野球等の試合データ等について、複数のデータサプライヤーと契約を締結し、有償提供を受けております。当社は、継続的により良質なデータサプライヤーの開拓に努めるとともに、既存データサプライヤーとの良好な関係の維持に努めておりますが、データサプライヤーの契約更新が拒絶された場合、あるいは契約が解除された場合には、ユーザーへの安定的なコンテンツ提供、サブスクリプションユーザーの解約数の増加及び収益性等に影響を及ぼす可能性があります。

SPAIA事業部の先行投資について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:小

当社が展開するSPAIA事業は、開発人員及びクリエイティブ人員の採用、開発の外注、広告宣伝活動等の先行投資を必要とする事業であり、結果として当事業部は発足以来営業損失を継続して計上しております。

これまでの投資内容のうち、内容的金額的に重要性の高かったものは、SPAIA及びSPAIA競馬の開発に係る人件費及び外注費であります。

今後も、より多くの顧客の獲得を目指し、開発や営業などにおける優秀な人材の採用・育成を計画的に行うとともに、魅力あるコンテンツの追加開発、知名度と信頼度の向上のための広報・プロモーション活動、顧客獲得のためのマーケティングコスト投下などを効果的に進め、売上高拡大及び収益性の向上に向けた取組みを行っていく方針であります。しかしながら、想定どおりの採用・育成が進まない場合、開発が遅延する場合、マーケティングPR等活動の効果が得られない場合等には、当社の事業及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業・プロダクトの開発・提供が当社の計画どおりに進まないリスクについて

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:短期的 影響度:中

新規プロダクトの開発・ローンチが計画どおりに進まない場合、想定外の追加投資や、開発・ローンチに大幅な遅れ、中止・中断が生じる可能性があります。また、それに伴い当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

支配株主との関係について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社支配株主である金島弘樹は、当社の創業者であり代表取締役CEOであります。当社株主である金島由樹は、当社の取締役であり、金島弘樹の実弟であります。金島弘樹と金島由樹、金島弘樹の資産管理会社である株式会社ゴールドアイランドの所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の 68.0%を所有しております。今後、市場で当該株式の売却が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先へ譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、議決権行使の状況及び当社の経営戦略等に影響を与える可能性があります。

現預金の保有残高について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:小

当社では、マーケティングソリューション事業において顧客のインターネット広告費用の立替が常時必要であることから、売上規模が同水準の他社と比較して多くの現預金を保有しております。既存顧客の広告費用の立替に備えるのみならず、新規案件の受注に備えるためでもありますが、今後、有利子負債にかかる支払利息により当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2)組織体制について

特定人物への依存について

発生可能性:高 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社の創業者は、代表取締役CEOである金島弘樹であります。金島弘樹は、専門的な知識、技術及び経験を数多く有しており、当社設立以来、経営方針や経営戦略の決定等の事業運営において重要な役割を果たしております。当社は、特定の役職員に依存しない組織的な経営体制の構築に努め、社外取締役を配置し取締役体制を強化しておりますが、金島弘樹に何らかの理由によって不測の事態が生じた場合、又は、金島弘樹が早期に退任するような事態が発生した場合には、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

人材採用育成について

発生可能性:高 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社は、事業の拡大や新規事業への進出を行っていく中で、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、人材の採用及び育成に関する各種施策を継続的に講じております。しかしながら、優秀な人材を十分に確保することが困難となった場合や、急激な人員増加により当社の各事業現場において運営に大きな支障が生じる場合には、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

業容の拡大に伴う内部管理体制の充実について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:中

当社は、事業の適切で効率的な運営のため、内部管理体制の一層の充実を図っておりますが、業容の急拡大により、必要な人員の確保ができない場合や、管理体制の整備に遅れが生じる場合には、内部管理体制の充実を図れず、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

(3) その他

自然災害等について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:中

地震や台風等の自然災害、戦争・紛争やテロ攻撃といった事象が発生した場合、当社の事業が大きな影響を受け、混乱状態に陥る可能性があります。当社は、こうした自然災害等が発生した場合には、適切かつ速やかに危機管理対策、復旧対応を行うよう努めておりますが、自然災害、コンピューターシステムの停止、データベースの漏洩・消失等により、当社の事業活動の停止のみならず、物的・人的な損害等が発生する可能性があり、その場合には当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

風評被害や不適切な業務遂行について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社及び当社が属するインターネット広告販売代理業界に対して何らかの否定的な風評が広まった場合や、当社が展開するSPAIA競馬に対する会員及び非会員からの意見・不満等クレームを受けた場合、当社の役職員による機密情報の漏洩、事務処理のミス、不当な労務管理、取引先とのトラブル、その他不正・不適切な行為等が発生した場合には、当社の信用や事業の信頼が低下する可能性があります。

当社は、倫理規程の周知やコンプライアンス研修の実施により役職員のコンプライアンス意識を醸成し、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づきリスク発生の未然防止やリスク発生時の対応を行っておりますが、それにも関わらず役職員による不正・不適切な行為が発生したり、否定的な風評が広まったりした場合には、顧客離れが生じるなどし、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

システムトラブルについて

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社が顧客及び一般消費者に提供しているサービスは、クラウドという特性上、インターネットを経由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。当社は、システムトラブルを最大限回避すべく、企業向けクラウドプラットフォームとして信頼されているグーグル合同会社が提供するクラウドプラットフォーム及びアマゾンジャパン合同会社が提供しているクラウドプラットフォーム上にアプリケーションを構築しております。しかしながら、自然災害や事故、プログラム不良、不正アクセス、その他何らかの要因により予期しえないトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こるような場合には、当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏えいについて

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社は事業遂行上、「個人情報保護法」の適用を受ける顧客の個人情報等を取得することがあります。当社では個人情報の取得・利用・管理・廃棄等に関して管理者を定めるなど、情報管理には万全を期しておりますが、外部からの不正アクセスや業務上の過失等により、万一情報漏えい等の事故が発生した場合には、当社の社会的信用が失われ、当社の財政状態及び業績等に影響を与える可能性があります。なお、当社の事業では個人情報に該当する情報を取得しておりませんが、年に数回、SPAIA事業においてプレゼント企画の当選者へ当選物発送のため住所等の個人情報を取得する場合があります。

情報セキュリティについて

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

コンピューターウイルスの混入、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入、役職員の過誤等による社内インフラの停止、重要なデータの消去又は不正流出等の事態が発生した場合には、当社に直接的・間接的な損害が発生する可能性があるほか、当社が提供するサービスへの信頼の低下等、当社の事業展開及び業績等に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:中

当社が事業活動を行うに当たり、第三者が保有する商標権、著作権、特許権等の知的財産権を侵害しないよう 細心の注意を払い、定期的な著作権に関する社内研修の実施や知的財産権専門の弁護士に随時相談する体制の構築などの対策を行っておりますが、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者より、損害賠償請求、使用差止請求、ロイヤリティの支払い要求等が発生する可能性があります。その対策として、コンテンツ事業者向けの保険加入により損害額の減少に努めているものの、実際に当該事象が発生した場合には、当社の事業展開、財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:大

当社では、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させること、法令遵守や社会倫理に関する研修を行うことで、法令違反などの発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。また、知的財産による訴訟についても前述のとおり訴訟発生リスクがあるものと考えております。提起された訴訟の内容及び結果によっては、当社の事業展開、財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用や企業ブランドイメージの悪化等により、当社の事業展開、財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性もあります。

新型コロナウイルス感染症の当社事業におけるリスクについて

発生可能性:高 発生する可能性のある時期:1年以内 影響度:小

新型コロナウイルス感染症へのリスクについて、当社としてはリモートワークやウェブ会議、ウェビナーを推進するなど働き方改革を推進しつつ状況を注視しております。

しかしながら、感染症が長期化することによる経済活動の停滞で、市場経済の減退によるSaaS案件・ネット広告案件の減少といったリスクがあると考えております。これらのリスクが顕在化することで既存取引先の減少や新規取引先の獲得ができない場合は、当社の財政状態及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:小

当社は、役員及び従業員のモチベーション向上のためストック・オプションを付与しており、本書提出日現在、その数は416,700株、発行済株式総数の5.1%となっております。なお、これらストック・オプションが行使された場合、既存株主の株式価値を希薄化させる可能性があります。

調達資金の使途について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:短期的 影響度:中

当社の公募増資による資金使途は、システム開発費、広告宣伝費等への充当を考えております。 しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化に伴い、当該資金が想定どおりの使途に充当されない可能性があります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果をあげられない可能性があります。 そのような場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。 このようなリスクを踏まえ、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化については適時その動向を注視するとともに、変化に応じた投資計画・資金計画の見直しを行うことで、当該リスクに対応してまいります。

配当政策について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:小

当社は創業以来、株主に対する剰余金の分配を実施しておりません。株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来は財務状況及び業績を勘案しつつ剰余金の分配を検討する所存であります。現時点においては、開発資金を優先していくことが企業価値向上、ひいては株主利益の最大化に繋がるものと考えております。

当社株式の流動性について

発生可能性:中 発生する可能性のある時期:長期的 影響度:中

当社は、東京証券取引所グロース市場における当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、取引所の定める流通株式比率は本書提出日現在30.7%にとどまる見込です。今後は、当社の事業計画に沿った成長資金としての公募増資による調達、ストック・オプションの行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

海外展開について

発生可能性:低 発生する可能性のある時期:短期的 影響度:小

当社は、現時点では海外展開に対する具体的な計画はありません。ただし、高い成長を実現するため将来的には海外展開を進めていく方針であり、数年以内に海外展開候補先の調査等を進めていくことを検討しております。海外における商習慣や事業環境の差異等を含め、国内における事業展開以上に高いリスクが存在することは否めず、そのリスクに対応しきれない場合や国内と比較してマーケットの開拓や収益化が想定どおり進まない場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度における日本の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格高騰、インフレ、金利上昇懸念等の影響により厳しい状況が継続いたしました。ワクチン接種が本格的に進み始めたことによる社会経済活動の正常化が期待されましたが、新たな変異株の発生もあり新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として見通せず、先行き不透明な状況が続いております。

一方で当社が展開するサービスを取り巻く環境については、デジタル技術の活用の企業ニーズの高まりを受け、 企業のマーケティング活動のデジタル化が加速しており、良好な状況が続いております。

当社では当事業年度において新型コロナウイルス感染症の事業への直接的な影響は発生しておりません。しかしながら、内外の感染再拡大による経済の下振れリスクや雇用環境への影響など、引き続き注意する必要がある状況であります。

上記のような経済環境の中、サイト解析ツールの機能拡充、IT補助金ベンダーとして認定、動画制作体制の強化、競馬予想AIのサービス拡大、オンラインセミナーの実施、YouTubeチャンネルでの発信等、拡大を続けるインターネット広告市場と、インターネット利用者のニーズに応えるべくソリューションを提供してまいりました。

この結果、当社の当事業年度の経営成績は、売上高1,480,636千円(前期比21.8%増)、営業利益461,049千円(前期比58.0%増)、経常利益455,536千円(前期比52.6%増)、当期純利益297,162千円(前期比47.1%増)となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(SaaS事業)

SaaS事業においては、「SiTest(サイテスト)」のツール販売だけでなく、SiTestを活用したコンサルティングや付随する解析サービスの提供によって、堅調に売上を増加させることができました。 それが実現できた理由といたしましては、現状まで培われたデジタルマーケティングにおける実績やノウハウが寄与しております。 セールス、カスタマーサクセス、コンサルタントの人材教育によって、一人当たりの受注獲得件数や運用担当件数が増加したことにより、安定的な収益基盤を築くことができました。 また、関連するサービスとして、ウェブサイトやランディングページの制作、コンサルティングでの売上が伸長してきていることも要因の一つです。

この結果、当事業年度における売上高は579,681千円(前期比34.2%増)、セグメント利益は352,156千円(前期比47.7%増)となりました。

(マーケティングソリューション事業)

マーケティングソリューション事業においては、第1四半期において3月決算企業から非常に大きな案件の受注ができたことにより、過去最高の売上高を計上することとなりました。

取組みとしては従来のインバウンド営業に加え、既存顧客からの継続的な受注、協業パートナー企業からの案件受注を推し進めております。業務提携先企業への人材派遣ではマーケティング支援を行いながら広告案件受注に繋げる取組みができており、大型の広告予算案件を多く受注することができました。クオリティの高い動画広告制作の受注も逓増しており、市場の動向から動画広告の需要がより高まることも想定されるため今後の案件増加にも期待できます。

この結果、当事業年度における売上高は748,088千円(前期比10.5%増)、セグメント利益は446,421千円(前期比11.7%増)となりました。

(SPAIA事業)

SPAIA事業においては、SPAIA競馬の2021年末の価格改定前駆け込みとダイヤモンドコースリリースキャンペーン時の長期契約の残により年初は順調にスタートしたものの、継続に苦戦し、また新規獲得の広告宣伝を抑え、サービスの価値向上開発に注力したため第1四半期から当事業年度末にかけて有料会員数は減少いたしましたが、マーケティング施策により無料会員は増加しています。

大型コンテンツではポイントを消費して利用できる厳選レース予想機能、全国のコンビニエンスストアマルチコピー機で購入できるSPAIA競馬新聞、SPAIA競馬の地方競馬版のリリースを実施し、有料記事コンテンツの連載シリーズの拡充を行いました。 2022年12月に再度価格改定を行い2021年10月以前同様の価格に変更いたしました。 SPAIAウィジェット事業は前年のとおり継続、スポーツくじWINNERの開始に伴いSPAIA totoのドコモスポーツくじ送客スポット案件を受注いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は152,866千円(前期比43.5%増)、セグメント損失は115,331千円(前期は170,776千円の損失)となりました。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における資産の残高は2,908,069千円となり、前事業年度末に比べ944,292千円増加いたしました。これは主に利益の増加や新規借入、社債の発行や東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資による現金及び預金の増加988,352千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債の残高は1,591,095千円となり、前事業年度末に比べ78,375千円増加いたしました。これは主に社債の発行による社債の増加180,000千円、新規借入による長期借入金の増加66,719千円、取引案件の変更等による買掛金の減少91,809千円及び未払金の減少82,863千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は1,316,974千円となり、前事業年度末に比べ865,917千円増加いたしました。これは東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資及び新株予約権の行使による資本金の増加284,396千円、資本準備金の増加284,358千円、利益の計上による利益剰余金の増加297,162千円によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は2,158,234千円となり、前事業年度末に比べ988,352千円増加しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、209,584千円の収入となりました(前年同期は400,275千円の収入)。これは主に仕入債務91,809千円の減少、未払金82,863千円の減少等があったものの、税引前当期純利益455,536千円の計上、売上債権86,506千円の減少等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、47,922千円の支出となりました(前年同期は13,309千円の収入)。これは主に無形固定資産の取得による支出45,595千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、826,690千円の収入となりました(前年同期は40,084千円の支出)。これは主に株式の発行による収入560,110千円、長期借入による収入250,000千円、社債の発行による収入197,482千円、長期借入金の返済による支出154,701千円があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績

当社は生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

b . 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c . 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前期比(%)
SaaS事業	579,681	34.2
マーケティングソリューション事業	748,088	10.5
SPAIA事業	152,866	43.5
合計	1,480,636	21.8

(注)セグメント間取引はありません。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積り及び仮定を必要としております。これらの見積り及び仮定については、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に際して採用する会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものについては、「第5 「経理の状況」1「財務諸表等」(1)「財務諸表」「注記事項」(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当事業年度の財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、「第2「事業の状況」3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

キャッシュ・フローの状況分析・検討の内容並びに資本の財源及び資金の流動性

a . キャッシュ・フローの状況分析

キャッシュ・フローの状況分析の詳細につきましては、「第2「事業の状況」3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。

b. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金は、主に金融機関からの借入であります。当事業年度末における現金及び現金同等物は2,158,234千円であり、十分な流動性を確保しております。当社は、インターネット広告運用代行における広告費が大部分を占めており、今後も安定した運用環境の維持及び大型案件、M&A等へ備えるための十分な資金を確保する方針であります。必要な資金につきましては、自己資金のほか、金融機関からの借入によるデットファイナンス等により、資金調達を行う方針であります。

EDINET提出書類 株式会社グラッドキューブ(E37979) 有価証券報告書

経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2「事業の状況」 1 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」(2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、より高い成長性及び収益性を確保する視点から、売上成長率及び経常利益を重視する経営指標としております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、2「事業等のリスク」及び3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 重要な会計方針及び見積りに用いた仮定」に記載しているとおりであります。

経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針につきましては、「第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき 課題等」」をご参照下さい。

4 【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

相手先の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
JRAシステムサービス 株式会社	2020年1月1日	2020年1月1日から 2020年12月31日まで 以後1年ごとの自動更新	日本中央競馬会データベースの使 用許諾
データスタジアム株式会社	2022年1月1日 (注)	2022年1月1日から 2022年12月31日まで (注)	スポーツメディアサイト「SPAIA」 の共同運営契約

(注)2023年1月1日付で2023年1月1日から2023年12月31日までを契約期間として契約を更新しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、自社プロダクトの開発・品質向上などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は47,922千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(1) SaaS事業関連

当事業年度におきましては、主力サービスであるSiTestの機能拡充及び2022年7月にローンチした新サービスのFasTestのシステム開発へ10,616千円の投資を実施いたしました。

(2) SPAIA事業関連

当事業年度におきましては、競馬予想AIのサービス拡充を目的としたシステム開発へ29,772千円の投資を実施いたしました。

(3) 全社(共通)

当事業年度におきましては、業務効率を目的とした社内共通システムの機能追加開発などで7,534千円の投資を 実施いたしました。

2 【主要な設備の状況】

2022年12月31日現在

事業所名として	セグメントの	設備の	帳簿価額(千円)				従業員数
(所在地)	名称	内容	建物附属設備	ソフトウエア	その他	合計	(名)
大阪本社 (大阪府大阪市中央区)	全社(共通)	業務施設	13,262	56,009	17,038	86,310	85
東京支社 (東京都港区)	マーケティ ン グ ソ リューショ ン事業	業務施設	567	-	-	567	13

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2.大阪本社と東京支社は事業所用建物を賃借しており、当事業年度の賃借料は38,575千円であります。
 - 3.帳簿価額のうち、「その他」は工具、器具及び備品及びソフトウエア仮勘定の合計であります。
 - 4. 従業員数には、休職者及び平均臨時雇用者数は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当事業年度末(2022年12月31日)現在における重要な設備の新設等の計画は、以下のとおりであります。

事業所名	事業所名 セグメント 抗傷の中容		投資	予定額	次人切法之计	ギ エケロ	 完了予定	 完成後の
(所在地)	の名称	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手年月	年月	増加能力
大阪本社 (大 阪 市 中央区)	SaaS事業	自 社 提 供 サービスの ソフトウエ ア開発	7,296	1	自己資金	2023年 12月期 (注) 2	2023年 12月期 (注) 2	(注) 1
大阪本社 (大 阪 市 中央区)	SaaS事業	自 社 提 供 サービスの ソフトウエ ア開発	8,603	ı	自己資金	2024年 12月期以降 (注) 3	2024年 12月期以降 (注) 3	(注) 1
大阪本社 (大 阪 市 中央区)	SPAIA事業	自 社 提 供 サービスの ソフトウエ ア開発	73,200	ı	増資資金	2023年 12月期 (注) 2	2023年 12月期 (注) 2	(注) 1
大阪本社 (大 阪 市 中央区)	SPAIA事業	自 社 提 供 サービスの ソフトウエ ア開発	146,400	1	増資資金	2024年 12月期以降 (注) 3	2024年 12月期以降 (注) 3	(注) 1
大阪本社 (大 阪 市 中央区)	全社 (共通)	自社社内業 務システム 開発	45,000	ı	増資資金	2023年 12月期 (注) 2	2023年 12月期 (注) 2	(注) 1
大阪本社 (大 阪 市 中央区)	全社 (共通)	自社社内業 務システム 開発	90,000	-	増資資金	2024年 12月期以降 (注) 3	2024年 12月期以降 (注) 3	(注) 1

- (注) 1.現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。
 - 2.着手予定年月及び完了予定年月は2023年12月期中を予定しており、月は未定であります。
 - 3. 着手予定年月及び完了予定年月は2024年12月期以降を予定しております。
 - 4. 自社提供サービスのソフトウエア開発の投資予定額については過去の設備投資実績を参考にした概算額となっており、自社社内業務システム開発の投資予定額は当事業年度末現在での当社内での見積り額となっております。
 - 5.投資予定額はソフトウエアとして資産計上されるものを予定しておりますが、一部金額は費用として処理される可能性がございます。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	29,700,000
計	29,700,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,136,000	8,136,000	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	8,136,000	8,136,000	-	-

⁽注)本書提出日現在の発行数には、2023年3月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

a . 第1回新株予約権(2015年3月26日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	2015年 3 月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 1 当社従業員 7 (注)8
新株予約権の数(個)	261 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 156,600 (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3 (注) 2 、 7
新株予約権の行使期間	自 2017年4月1日 至 2025年2月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 3 資本組入額 2 (注) 5 、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2.新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予 約権の数及び権利行使された数を減じております。
- 4.新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

有価証券報告書

(3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる ものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失及び当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役(社外取締役を除く)2名、当社従業員4名となっております。

b.第2回新株予約権(2015年7月24日開催の臨時株主総会決議)

D. 第 2 凹新体で約惟(2015年 / 月24日用惟の臨時休土約	总云犬硪 <i>)</i>	
決議年月日	2015年 7 月24日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 1 当社社外取締役 1 当社従業員 15 社外協力者 1 (注) 8	
新株予約権の数(個)	144 (注) 3	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 86,400(注)3、7	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9 (注) 2 、 7	
新株予約権の行使期間	自 2017年8月1日 至 2025年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 9 資本組入額 5 (注) 5 、7	
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2. 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された数を減じております。
- 4 . 新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

有価証券報告書

(3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができるものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注) 2 で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失及び当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及 び人数」は、当社取締役3名(内、社外取締役1名)、当社従業員7名及び社外協力者1名となっており ます。

c.第3回新株予約権(2016年3月30日開催の定時株主総会決議)

C . 第 3 凹却体で約権(2010年 3 月 30口開催の定時体土線	ルム/八成 /
決議年月日	2016年 3 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外取締役 1 当社従業員 15 (注) 8
新株予約権の数(個)	67 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,200(注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注) 2、 7
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 12 資本組入額 6 (注) 5 、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2.新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された数を減じております。
- 4.新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

有価証券報告書

(3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる ものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約 権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社社外取締役1名、当社従業員7名となっております。

d . 第4回新株予約権(2016年8月19日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年 8 月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7 (注)8
新株予約権の数(個)	21 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,600(注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15(注) 2、 7
新株予約権の行使期間	自 2018年9月1日 至 2026年8月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 15 資本組入額 8 (注) 5 、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式600株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2.新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 4.新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

有価証券報告書

(3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる ものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約 権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2018年8月1日開催の臨時株主総会決議により、2018年8月2日付で普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。また2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失、当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び 人数」は、当社取締役(社外取締役に該当しない)1名、当社従業員2名となっております。

e . 第5回新株予約権(2018年8月1日開催の臨時株主総会決議)

決議年月日	2018年8月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 1 当社従業員 18(注) 8
新株予約権の数(個)	5,900(注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,400(注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153(注) 2 、 7
新株予約権の行使期間	自 2020年9月2日 至 2028年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 153 資本組入額 77(注) 5 、 7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2.新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された数を減じております。
- 4.新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

有価証券報告書

(3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる ものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約 権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失、当社取締役退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員13名となっております。

f.第6回新株予約権(2019年3月27日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	2019年 3 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15 (注) 8
新株予約権の数(個)	2,900 [2,700] (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,400 [16,200] (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153(注) 2、 7
新株予約権の行使期間	自 2021年4月1日 至 2029年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 153 資本組入額 77 (注) 5 、 7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2.新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された数を減じております。
- 4.新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

有価証券報告書

(3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる ものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約 権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員7名となっております。

g.第7回新株予約権(2020年3月27日開催の定時株主総会決議)

決議年月日	2020年 3 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8 (注)8
新株予約権の数(個)	2,800 (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,800 (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153(注) 2、 7
新株予約権の行使期間	自 2022年4月1日 至 2030年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 153 資本組入額 77(注) 5 、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2.新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された数を減じております。
- 4.新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

有価証券報告書

(3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる ものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約 権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名及び当社の元従業員の配偶者1名となっております。

h.第8回新株予約権(2021年3月25日開催の定時株主総会決議)

	心公八成)
決議年月日	2021年 3 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 1 当社従業員 47 (注) 8
新株予約権の数(個)	8,550 [8,100] (注) 3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 51,300[48,600] (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	677(注) 2 、 7
新株予約権の行使期間	自 2023年4月1日 至 2031年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 677 資本組入額 339(注)5、7
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の 処分をすることができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式6株であります。

ただし、新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

- 2.新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整します。
 - (1) 当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(2) 当社が、行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

- 3.「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
- 4.新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 、 、 において定める期間区分(以下、本期間区分とする。)に従って、その一部又は全部を行使するものとします。ただし、当社の取締役会の決議がある場合は、本期間区分によらない新株予約権の行使を認めることができるものとします。

権利行使開始日(当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した初日を指すものとする。)から1年間は、割り当てられた新株予約権の個数の40%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より1年間は、 の年で行使した個数を含め、割り当てられた新株予 約権の個数の70%までを限度として行使することができるものとします。

で定める期間が経過した日より後は、割り当てられた新株予約権の全てを行使することができる ものとします。

- (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイから亦までに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、 上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記(注)4に準じて決定します。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

下記(注)6に準じて決定します。

- 6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記(注) 4 に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7.2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月11日付で普通株式1株を6株にする株式分割を行っております。上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。
- 8.付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名(社外取締役に該当しない)、当社従業員30名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年 2 月14日 (注) 1	A種優先株式 1,635	普通株式 10,750 A種優先株式 1,635	74,932	85,494	74,932	75,494
2018年8月2日 (注)2	普通株式 1,064,250 A種優先株式 161,865	普通株式 1,075,000 A種優先株式 163,500	·	85,494	·	75,494
2022年 6 月10日 (注) 3	普通株式 163,500 A種優先株式 163,500	普通株式 1,238,500	·	85,494	·	75,494
2022年 6 月11日 (注) 4	普通株式 6,192,500	普通株式 7,431,000	ı	85,494	ı	75,494
2022年 9 月27日 (注) 5	普通株式 450,000	普通株式 7,881,000	198,720	284,214	198,720	274,214
2022年10月31日 (注) 6	普通株式 192,000	普通株式 8,073,000	84,787	369,001	84,787	359,001
2022年 9 月30日 ~ 2022年12月31日 (注) 7	普通株式 63,000	普通株式 8,136,000	889	369,890	851	359,853

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 MICイノベーション 4号投資事業有限責任組合

NTTインベストメント・パートナーズファンド 2 号投資事業有限責任組合 1,635株

発行価格 91,660円 資本組入額 45,830円

- 2.株式分割(1:100)によるものです。
- 3.2022年5月26日開催の取締役会においてA種優先株式の全てにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月10日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主に、A種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式は、2022年6月10日付で会社法第178条に基づき全て消却しております。
- 4.株式分割(1:6)によるものであります。
- 5 . 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 960.00円 引受価額 883.20円 資本組入額 441.60円 6 . 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 883.20円 資本組入額 441.60円 割当先 大和証券株式会社

7. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

								2022-12	月3日現任
		株式の状況(1単元の株式数100株)							
区分	政府及び地方	◇□╽₩目	☆副機員 金融商品 その他		外国法人等 その他の		// 1. 7. 0. //		単元未満株式の状況
	公共団体		大大 (成) 取引業者 法人	法人	個人以外	個人	個人その他	計	(株)
株主数 (人)	-	1	27	25	13	6	2,358	2,430	-
所有株式数 (単元)	-	1,341	2,957	39,244	1,238	194	36,375	81,349	1,100
所有株式数 の割合 (%)	-	1.65	3.63	48.24	1.52	0.24	44.71	100	-

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

			/ J O · II / / II
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ゴールドアイランド	大阪市中央区南本町4丁目3-16	3,900,000	47.94
金島 弘樹	大阪市中央区	1,470,000	18.07
MICイノベーション 4 号投資事業 有限責任組合	千代田区霞が関3丁目2-5	579,900	7.13
金島 由樹	大阪市生野区	160,000	1.97
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	134,100	1.65
畝田 友希	川崎市宮前区	90,000	1.11
JPモルガン証券株式会社	千代田区丸の内2丁目7-3	83,500	1.03
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行 決済事業部)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (千代田区丸の内2丁目7-1)	65,900	0.81
SMBC日興証券株式会社	千代田区丸の内3丁目3番1号	63,800	0.78
株式会社SBIネオトレード証券	港区六本木1丁目6-1	40,100	0.49
計	-	6,587,300	80.96

⁽注) 株式会社ゴールドアイランドは、当社代表取締役である金島弘樹がその株式を直接100%保有する同氏の資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	1	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	ı	-
議決権制限株式(その他)	•	ı	-
完全議決権株式(自己株式等)	•	ı	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,134,900	81,349	権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式でありま す。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,100	-	-
発行済株式総数	8,136,000	-	-
総株主の議決権	-	81,349	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号に該当するA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会 (2022年 5 月26日) での決議状況 (取得期間2022年 6 月10日)	A種優先株式 163,500	-
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	A種優先株式 163,500	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

- (注) 2022年5月26日開催の取締役会においてA種優先株式の全てを定款に定める取得条項に基づき当社が取得することを決議し、これに基づき2022年6月10日付で当社がこれらの各株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式の全てについて、2022年6月10日開催の取締役会の決議により、2022年6月10日付で消却しております。
 - (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

(1) EANITED INSURACE INTO INTO INTO INTO INTO INTO INTO INTO							
E ()	当事業	業年度	当期間				
区分	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)			
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-			
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 163,500 (注)	-	-	-			
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-			
その他 (-)	-	-	-	-			
保有自己株式数	-	-	-	-			

(注) 2022年6月10日開催の取締役会決議により、2022年6月10日付で当社が取得したA種優先株式の全てを消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けておりますが、現在、成長過程にあると考えており、積極的な事業展開及び経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、一層の事業の成長と拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

このことから創業以来無配としてまいりました。今後におきましても当面の間は、将来の事業展開のための投資、 事業拡大のための必要運転資金として内部留保の充実を優先する方針であります。将来的には、各事業年度の経営成 績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく予定でありますが、配当実施の可能性及びその実施 時期等については、現時点において未定であります。

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と財務体質強化のための財源として活用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、当社は年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。具体的には、取締役会、監査役会、会計監査人、内部監査を通じて、適法性の確保及び企業経営の効率性確保、不正防止体制、リスク管理体制及びディスクロージャー体制の確立等を行っております。

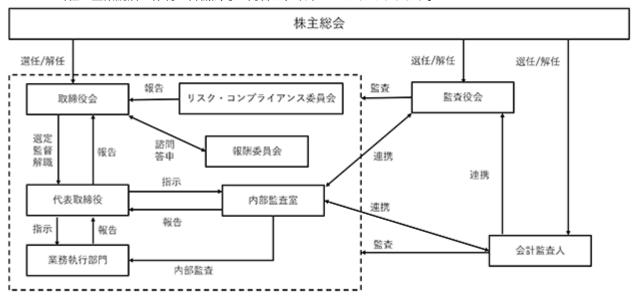
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は2021年3月25日開催の定時株主総会において、監査役設置会社から監査役会設置会社に移行しております。

当社が監査役会設置会社を選択する理由は、業務執行と監査機能を分離することが、牽制機能を最大限に発揮させ、経営の透明性が確保されると考えるためであります。また監査役会の活動を通じて、当社を取り巻く事業環境の変化や、業務内容の多様化にスピーディーに対応し、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが可能になると考えているためであります。

当社の企業統治の体制と各機関等の内容は、以下のとおりであります。



a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEO金島弘樹を議長として、取締役(財部友希(戸籍名:畝田友希)、金島由樹、西村美希)及び社外取締役(上杉辰夫、森住曜二)計6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役奥田和良を議長として常勤監査役(久保田匡美)及び非常勤監査役(池原浩一、北口正幸)で構成され、当該4名は全員が社外監査役の要件を満たしております。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会等の社内会議体への出席や重要な社内文書の閲覧等を通じ、内部統制システムを含む経営全般に関して幅広く監査を行っております。

c. 内部監査室

当社は、代表取締役CEO直属の内部監査室を設けており、内部監査担当者2名が担当しております。内部 監査室は事業年度の監査計画立案、計画に基づいた社内各部門の業務執行状況の確認、法令・定款・社内規 程に対する適法性や妥当性について内部監査を実施しております。内部監査の結果につきましては、内部監 査報告書を作成し、代表取締役CEOへ報告し、指摘事項があれば、改善指示により該当部門への改善指示を 行い、改善を図っております。

d. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的としてコンプライアンス管理規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会を設けております。リスク・コンプライアンス委員会は、四半期ごとに開催しコンプライアンスに関する規程の制定及び改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関する規程の施行にあたり必要となるガイドライン、マニュアル等の通知等の作成、社内全体のコンプライアンスの教育の計画、管理、実施及び見直し等を行い、法令遵守の一層の徹底を図っております。

e.報酬委員会

当社は、当社の役員人事の透明性・公平性を担保することを目的として報酬委員会規程を制定し、独立社外取締役を主要な構成員とした報酬委員会を設けております。報酬委員会は、必要に応じて開催しております。報酬委員会では、取締役及び執行役員の報酬については、報酬委員会規程において決定に関するプロセスを定めており、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定することとしております。

f. 会計監查人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

口. 当該体制を採用する理由

当社は、取締役6名のうち2名が社外取締役であり、監査役4名全員が社外監査役であることから、外部の 視点から経営監視機能は有効に機能していると判断し、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は次のとおりであります。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - . 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する.
 - . 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - . 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
 - . 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理 規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連 規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c . 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

- . 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
- d.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する体制
 - . 代表取締役CEOは、管理部門統括取締役をコンプライアンス管理及びリスク管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。また、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門責任者と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - . 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役CEO、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - . 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「グラッドキューブフィロソフィ」を定める。
 - . 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路のほか、社内外(常勤監査役・コンプライアンス責任者・顧問弁護士)に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
 - . リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- e . 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに その使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - . 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - . 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - . 監査役は、取締役会以外にも全体会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や 損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - . 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する
 - . 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定 款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - . 監査役会は、代表取締役CEOと定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - . 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら 必要に応じて調査及び報告を求める。
- h. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

ロ. リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに毎月実施される社内全体会議を通して代表取締役CEOをはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスに関しては、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

八. 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

二. 取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

その他、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

ホ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

へ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

ト. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的とし、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

チ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令が規定する最低責任限度額を限度とすることができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役 (監査役であった者を含む。)が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がない場合に 限られます。

リ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性3名(役員のうち女性の比率30.0%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO	金島 弘樹	1979年 5 月17日	2002年1月2007年1月2007年2月2008年2月2014年1月	株式会社エイワ入社 合同会社GLAD CUBE設立 取締役就任 株式会社グラッドキューブに組織 変更 代表取締役就任 代表取締役にO就任(現任)	(注)3	5,370,000
専務取締役CIRO 経営企画部本部長 (CIRO:チーフ・アイ アール・オフィサー)	財部 友希 (戸籍名: 畝田 友希)	1970年7月6日	2006年7月2011年9月2012年8月2014年1月2019年1月2020年4月2022年3月2023年3月	イケアジャパン株式会社入社 アクセンチュア株式会社入社 株式会社Catch設立 代表取締役就任 当社入社 取締役COO就任 取締役CFO就任 取締役COO/IRO就任 取締役CIRO/経営企画部長就任 専務取締役CIRO/経営企画部本部 長就任(現任)	(注)3	90,000
取締役CFO ファイナンスマネジメ ント部 本部長	西村 美希	1972年11月 5 日	1999年8月2001年12月2002年12月2009年2月2016年4月2019年4月2020年3月2022年3月2023年3月	松澤税理士事務所入所 高橋会計事務所入所 新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 公認会計士登録 当社入社 執行役員ビジネスサポート部長就任 取締役ビジネスサポート部長就任 取締役CFO/ビジネスサポート部長 就任 取締役CFO/ファイナンスマネジメ ント部本部長就任(現任)	(注)3	7,200
取締役C00 プロモーション統括 本部長	金島 由樹	1984年10月30日	2011年1月2020年7月2022年3月2023年3月	当社入社 プロモーション統括本部執行役員 就任 取締役プロモーション統括本部長 就任 取締役C00/プロモーション統括本部長 部長就任(現任)	(注)3	160,000
取締役	上杉 辰夫	1964年 9 月22日	1987年 4 月 1991年 5 月 1993年10月 2001年10月 2010年 6 月 2015年 7 月	Apple Computer, Inc. (現Apple Inc.) 入社 International Business Machines Corporation 入社 Global Micro Solutions, Inc. 設立 代表取締役社長就任(現任) GMS Japan 株式会社 設立 代表取締役会長就任(現任) Social Rewards, Inc. 設立 CTO就任(現任)	(注)3	-
取締役	森住 曜二	1975年 5 月18日	1999年10月 2003年4月 2016年1月 2016年1月 2018年5月 2018年5月 2020年3月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所公認会計士登録森住曜二公認会計士事務所開業(現任)当社社外取締役就任(現任)株式会社ダイケン社外監査役就任(現任)元気寿司株式会社社外取締役就任(現任)ローランド株式会社社外監査役就任(現任)	(注)3	6,000

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	奥田 和良	1950年 8 月21日	1973年3月 1976年10月 1991年5月 2001年10月 2018年9月	森田特殊機工株式会社(現株式会社 社モリタエコノス)入社 ベニトーン株式会社入社 ロジテック株式会社入社 日本金銭機械株式会社入社 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	-
常勤監査役	久保田 匡美	1982年 6 月27日	2007年12月 2011年10月 2022年9月 2023年3月	新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 公認会計士登録 久保田匡美公認会計士事務所代表 就任 当社社外監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役	池原 浩一	1978年1月5日	2001年10月 2005年5月 2011年1月 2011年3月 2015年3月 2016年3月 2016年3月 2016年3月	新日本監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入所公認会計士登録池原公認会計士事務所開業(現任)税理士登録日本セラミック株式会社社外監査役に就任日本セラミック株式会社取締役(監査委員)就任(現任)当社社外監査役就任(現任)島取県民共済生活協同組合監事就任(現任)	(注) 4	,
監査役	北口 正幸	1967年 4 月28日	1997年11月 2002年4月 2003年7月 2013年1月 2015年1月 2016年6月 2019年3月 2019年6月	センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 北口公認会計士事務所所長(現任) 大阪弁護士会登録 北口法律事務所所長 招和法律事務所代表(現任) 日本八ム株式会社補欠監査役就任 当社社外監査役就任(現任)	(注) 4	-
計						5,633,200

- (注) 1. 取締役上杉 辰夫及び森住 曜二は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役奥田 和良、久保田 匡美、池原 浩一、北口 正幸は、社外監査役であります。
 - 3.2022年6月3日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4.2022年6月3日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
 - 5.2023年3月28日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 6.代表取締役CEO金島 弘樹の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社ゴールドアイランドが所有する株式数を含んでおります。
 - 7. 取締役金島 由樹は、代表取締役CEO金島 弘樹の実弟であります。
 - 8.当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日		略歴			
西宏章	1967年 2 月 2 日	1989年10月 1994年7月 1995年7月 2003年7月 2003年10月 2006年7月	太田昭和監査法人(現:EY新日本 有限責任監査法人)入所 野上公認会計士事務所入所 北斗税理士法人(現仰星監査法 人)入所 北斗税理士法人入所 北斗税理士法人社員就任 北斗税理士法人代表社員就任(現	-		

9. 当社は、2019年3月14日開催の取締役会承認を経て、業務執行機能と意思決定機能・監督機能の分離による責任の明確化、権限委譲による業務執行機能の強化、迅速化等を目的として、2019年4月1日付で執行役員制度を導入しております。

本書提出日現在において、執行役員はおりませんが、将来的に従業員を執行役員へ登用する可能性があることから、執行役員制度を維持しております。

社外役員の状況

当社は社外取締役を2名、社外監査役を4名選任しております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性の判断基準を設けており、当該基準に基づき選任しております。 なお、高い独立性と幅広い見識や知見に基づき、社外の立場から経営に助言を行うとともに、経験や知識等を活かして経営の適合性に対する客観的かつ適切な監視等により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を果たしております。

社外取締役の上杉辰夫は、米国IT企業における経営の経験と、テクノロジーに関する知識を有しており、当社より社外取締役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の森住曜二は、公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当社より社外取締役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外常勤監査役の奥田和良は、上場企業メーカーにおける内部監査室及び監査役室での豊富な実務経験を有しており、当社の監査体制の強化を図るべく、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外常勤監査役の久保田匡美は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識と実績により 監査体制の強化を図るべく、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的 関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の池原浩一は、公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当社の監査体制の強化を図るべく、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の北口正幸は、弁護士としての専門的な知識及び経験を有しており、当社の監査体制の強化を図るべく、当社より社外監査役の就任を要請したものであります。なお、当社との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役においては、事業活動やコーポレート・ガバナンス等に関する議論がなされているほか、常勤監査役、内部監査室及び会計監査人との相互連携のもと、必要に応じ情報及び意見の交換を行う会合を設けております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a . 監査役会の人員、活動状況

当社の監査役会は常勤監査役2名、非常勤監査役2名の合計4名にて構成されており、4名全員が社外監査役であります。常勤監査役は、取締役会のほかに社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また監査役4名は取締役会に参加し、適宜必要な意見を述べております。

監査役会は、原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じて適宜開催するものとし、各監査役は、監査役会で決議された監査方針及び監査計画、監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するとともに、監査法人、取締役、内部監査室から報告聴取を行う等、取締役の職務執行を検証、監視しております。また、内部監査室、監査法人との連携を取りながら、監査の実効性、効率性を高めております。内部監査室とは適時に打ち合わせを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。監査法人からは監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見交換を実施し、連携を行っております。

なお、常勤監査役の奥田和良は上場企業メーカーにおける内部監査室及び監査役室での豊富な実務経験を有しております。常勤監査役の久保田匡美は公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有しております。 監査役の池原浩一は公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有しております。監査役の北口正幸は公認会計士及び弁護士として財務・会計・企業法務に専門的な知識を有しております。

b. 監査役会の開催回数及び出席回数

当社は、監査役会を原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じて適宜開催しております。 2022年12月期の監査役会について、監査役の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
奥田 和良	16回	16回
久保田 匡美	-	-
池原 浩一	16回	16回
北口 正幸	16回	16回

(注)久保田匡美は、2023年3月28日開催の定時株主総会において選任され就任いたしました。

内部監査の状況

当社は、組織上の独立性を保つため、内部監査室を代表取締役CEO直属としております。内部監査室は2名で構成されており、内部監査規程と年間計画に基づき、当社の制度、組織、業務活動、法令、規程等の適合性について内部監査を実施し、被監査部門に対して問題の指摘、改善のための提言、是正勧告等を行っております。また、監査役とは適宜打ち合わせを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。監査法人とも適宜意見交換を実施し、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象に関しては、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じ指導を受け、助言を得ております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b . 継続監査期間

3年

c . 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 笹山 直孝 指定有限責任社員・業務執行社員 内田 聡

なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他15名で構成されております。

e . 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査実績、監査実施体制、品質管理体制及び独立性等を総合的に勘案し、監査の実効性を確保できるか否かを検討したうえで、監査法人を選定する方針としております。 また監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する監査法人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。 また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人と定期的にコミュニケーションを図っており、監査方針や監査計画等について情報交換を実施することで監査法人の監査実施体制、品質管理体制及び独立性を把握するとともに、監査報酬等を総合的に勘案して評価を実施しております。

監査報酬の内容等

a.監査公認会計士等に対する報酬の内容

前	事業年度	当事業年度		
監査証明業務に	非監査業務に	監査証明業務に	非監査業務に	
基づく報酬(千円) 基づく報酬(千円)		基づく報酬(千円)	基づく報酬(千円)	
14,000	-	21,000	1,500	

b . 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

- c . 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く) 該当事項はありません。
- d . その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

e . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査公認会計士等より監査計画に基づいた監査報酬の見積りの提示を受け、過去の監査実績や当社の業務規模、監査に要する業務量等を勘案し決定しております。

f . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役及び会計監査人等から報酬の検討に必要な資料の提示を受け、併せて会計監査人から監査計画の概要、監査項目別の監査時間について説明を受け検討した結果、監査報酬は合理的であると判断し、会社法第399条第1項に定める同意をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬総額は2016年3月30日開催の株主総会にて、取締役の年間報酬総額を350百万円以内、監査役の 年間報酬総額を50百万円以内、と決議されております。

当事業年度(2022年12月期)における当社の役員の報酬等については、取締役会において、取締役の個人別の報酬は、金銭による月例の固定報酬(業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないものに限る。)のみとし、当該額は当社の置かれた経営環境や業界における経済情勢を踏まえ、社外取締役と事前に協議したうえ、1年ごとに各取締役の役位、職責、在任年数、業績貢献、他社の役員報酬の水準との比較を総合的に勘案して、株主総会で決議された年間報酬総額の範囲内で取締役会にて決議しております。なお、役員賞与や退職慰労金は支給しておりません。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容としては、2021年1月19日 及び2022年3月29日開催の取締役会において、取締役の報酬について決議しております。

また、2022年6月10日開催の取締役会において、当社の役員人事の透明性・公平性を担保するため、独立社外取締役を主要な構成員とした報酬委員会(以下、「当委員会」という。)を設置することを決議し、2022年7月14日開催の取締役会において、報酬委員会規程(以下、「当規程」という。)を制定いたしました。

当規定において、当委員会における取締役及び執行役員の報酬の決定に関するプロセスを定めており、2023年12 月期以後においては、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、当委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定することとしております。

監査役の報酬等については、株主総会で決議した報酬額の範囲内において、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役の協議によって決定しております。

当社は取締役の報酬等の額や算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容、役職別報酬構成及び報酬の決定方針は次のとおりです。

a . 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践できる人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬から構成されており、社外取締役の報酬は、経営陣から独立した立場から経営の監督機能を担う役割であるため、固定報酬である基本報酬のみとしております。

b.基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬(金銭報酬)とし、役位、職責、当社の業績や経営状況、過去の実績、使用人とのバランス等を総合的に勘案して決定しております。

- c.業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む) 業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績目標を反映した金銭報酬とし、 各事業年度の当期純利益の達成度合いに基づき総合的に勘案のうえ決定し、翌事業年度の基本報酬と併せて支 給しております。
- d . 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針 取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営環境・事業環境、職責及び業績連動報酬における目標達 成の難易度等を考慮し、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定しております。
- e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、報酬の合理性 や公正性を確保するために、当委員会(委員の過半数は社外取締役)に委任しております。

2022年度(第16期)においては、社内取締役及び社外取締役の報酬は固定報酬のみとなっておりますが、今後は報酬と当社の業績や株式価値との連動性をより明確にするために、業績に連動する株式報酬等の導入も検討していく予定であります。

それらの水準はそのときの経済状況や、当社と同じ業種である企業の水準を考慮し、当委員会において審議した うえで、取締役会に答申を行っていく予定であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	幸侵働州等	対象となる 役員の員数		
1文員匹刀	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	(名)
取締役 (社外取締役を除く。)	86,784	86,784		-	4
社外取締役	3,450	3,450	•	-	2
社外監査役	7,450	7,450	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで) の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3.連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更について的確に対応することができる体制を整備するため、セミナーへの参加のほか、財務会計に関する専門書籍の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		<u> </u>
流動資産		
現金及び預金	1,169,882	2,158,234
	500,929	414,423
貯蔵品	121	139
前渡金	146,761	160,82
前払費用	16,986	29,293
その他	4,217	4,79
貸倒引当金	3,709	2,85
流動資産合計	1,835,189	2,764,85
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	20,041	20,83
減価償却累計額	5,635	7,00
建物附属設備(純額)	14,405	13,83
工具、器具及び備品	3,148	4,68
減価償却累計額	2,075	3,05
工具、器具及び備品(純額)	1,073	1,63
有形固定資産合計	15,478	15,46
無形固定資産		
ソフトウエア	33,052	56,00
ソフトウエア仮勘定	10,193	15,40
無形固定資産合計	43,246	71,41
投資その他の資産		
出資金	10	-
長期前払費用	4,288	3,178
繰延税金資産	42,853	24,73
その他	22,710	20,12
投資その他の資産合計	69,862	48,03
固定資産合計	128,587	134,91
繰延資産		
株式交付費	-	6,24
社債発行費		2,05
繰延資産合計		8,30
資産合計	1,963,776	2,908,069

		(単位:千円)
	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	486,644	394,835
1 年内償還予定の社債	-	40,000
1 年内返済予定の長期借入金	110,541	139,12
未払金	254,518	171,65
未払費用	77,003	62,03
未払法人税等	74,475	106,25
未払消費税等	58,985	41,91
契約負債	-	177,62
前受金	12,133	
預り金	188,667	24,89
前受収益	23,707	
流動負債合計	1,286,678	1,158,33
固定負債		
社債	-	140,00
長期借入金	226,042	292,76
固定負債合計	226,042	432,76
負債合計	1,512,720	1,591,09
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,494	369,89
資本剰余金		
資本準備金	75,494	359,85
資本剰余金合計	75,494	359,85
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	290,067	587,22
利益剰余金合計	290,067	587,22
株主資本合計	451,056	1,316,97
純資産合計	451,056	1,316,97
負債純資産合計	1,963,776	2,908,06

【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
	1,215,796	1 1,480,636
売上原価	57,858	88,798
売上総利益	1,157,938	1,391,837
販売費及び一般管理費	2 866,174	2 930,787
営業利益	291,763	461,049
営業外収益	-	
受取利息	8	13
受取配当金	0	-
受取手数料	7,751	9,062
還付消費税等	2,374	-
その他	1,841	3,336
営業外収益合計	11,975	12,412
営業外費用		
株式交付費償却	-	659
支払保証料	1,671	2,173
上場関連費用	-	7,942
支払利息	3,110	4,313
社債発行費償却	-	461
その他	350	2,374
営業外費用合計	5,132	17,925
経常利益	298,606	455,536
特別損失		
事業整理損	8,917	-
固定資産除却損	551	-
特別損失合計	9,469	
税引前当期純利益	289,137	455,536
法人税、住民税及び事業税	95,826	140,257
法人税等調整額	8,687	18,116
法人税等合計	87,138	158,374
当期純利益	201,998	297,162

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年1月 至 2021年12月3		当事業年度 (自 2022年1月 至 2022年12月3	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		34	0.1	-	-
労務費		41,054	71.0	48,011	54.1
経費		16,769	29.0	40,787	45.9
当期売上原価		57,858	100.0	88,798	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) 経費の主な内容は、サイト等の制作及びシステムの運用保守における外注費となります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

							112 113/
			株主	資本			
		資本剰	制余金	利益親	制余金		/+ `/z ++
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金合計	株主資本 合計	純資産 合計
当期首残高	85,494	75,494	75,494	88,068	88,068	249,057	249,057
当期変動額							
当期純利益				201,998	201,998	201,998	201,998
当期変動額合計	-	-	-	201,998	201,998	201,998	201,998
当期末残高	85,494	75,494	75,494	290,067	290,067	451,056	451,056

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本					
		資本剰余金		利益乗	利益剰余金		/+ > //
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
当期首残高	85,494	75,494	75,494	290,067	290,067	451,056	451,056
当期変動額							
新株の発行	283,507	283,507	283,507			567,014	567,014
新株の発行 (新株予約権の行使)	889	851	851			1,740	1,740
当期純利益				297,162	297,162	297,162	297,162
当期変動額合計	284,396	284,358	284,358	297,162	297,162	865,917	865,917
当期末残高	369,890	359,853	359,853	587,229	587,229	1,316,974	1,316,974

【キャッシュ・フロー計算書】

前事業年度 (日 2021年1月1日 日 2022年1月日日 日 2022年1月日日 日 2022年1月日日 日 2022年12月31日) 当事業年度 (自 2022年1月日日 日 2022年12月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益 289,137 455,536 事業整理損 国面定資産除却損 法価償租費 551 - 上場関連費用 受取利息及び受配当金 8 16,871 上場関連費用 受取利息及び受配当金 8 13 支払利息 3,110 4,313 売上債権の増減額(は増加) 262,095 86,506 預け金の増減額(は減少) 242,371 91,809 未込金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) - 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 1 -			(単位:千円)
R		(自 2021年1月1日	当事業年度 (自 2022年1月1日
事業整理損 8,917 - 固定資産除却損 551 - 減価價却費 12,186 16,871 上場間連費用 - 7,942 貸倒引当金の増減額(は減少) 3,538 854 受取利息及び受取配当金 8 13 支払利息 3,110 4,313 売上債権の増減額(は増加) 262,095 86,506 預け金の増減額(は減少) 242,371 91,809 未払金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 注資計動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 財活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務行法を収入 - 560,110 新株子の経営による支出 <td>営業活動によるキャッシュ・フロー</td> <td></td> <td></td>	営業活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産除却損	税引前当期純利益	289,137	455,536
減価償却費	事業整理損	8,917	-
上場関連費用	固定資産除却損	551	-
貸倒引当金の増減額(は減少) 3,538 854 受取利息及び受取配当金 8 13 支払利息 売上債権の増減額(は増加) 262,095 86,506 預け金の増減額(は増加) 43,377 14,059 仕入債務の増減額(は減少) 242,371 91,809 未払金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,927 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 上場開連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 28,129 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場開連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 197,482 対債の発行による収入 - 197,482 社債の発行による収入 - 197,482 社債の発行による可入 - 20,000 長期借入れによる収入 - 197,482 社債の発行による可入 - 197,482 社債の発行による可入 - 20,000 長期借入の返済による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 - 197,482 社債の発行による可入 - 197,482 社債の発行による可入 - 20,000 長期借入れによる収入 - 197,482 対験活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の間減額(は減少) 373,501 988,352	減価償却費	12,186	16,871
受取利息及び受取配当金 3,110 4,313 支払利息 3,110 4,313 売上債権の増減額(は増加) 262,095 86,506 預け金の増減額(は増加) 43,377 14,059 仕人債務の増減額(は減少) 242,371 91,809 未払金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 7月形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 1 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるによる収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 10,000 250,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 見規金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	上場関連費用	-	7,942
支払利息 3,110 4,313 売上債権の増減額(は増加) 262,095 86,506 預け金の増減額(は増加) 43,377 14,059 仕人債務の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息及び配当金の受取額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場開連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による支出 - 1,740 社債の発行による支出 - 1,740 社債の発行による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 - 1,740 社債の経済による支出 10,000 250,000 長期借入れによる収入 140,084 154,701	貸倒引当金の増減額(は減少)	3,538	854
売上債権の増減額(は増加) 262,095 86,506 預付金の増減額(は増加) 43,377 14,059 仕入債務の増減額(は減少) 242,371 91,809 未払金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 244,051 項リ金の増減額(は減少) - 244,051 項リ金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 大場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 10,000 長期借入れによる収入 - 197,482 社債の償還による支出 10,000 250,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 見無及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	受取利息及び受取配当金	8	13
預け金の増減額(は増加) 43,377 14,059 仕入債務の増減額(は減少) 242,371 91,809 未払金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 7 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 28,129 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動による中でシュ・ブロー 13,309 47,922 財務活動による中でシュ・ブロー 13,309 47,922 財務活動による中でジュ・ブロー 140,084 154,701 財務活動による中でジュ・ブロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 375,501 988,352	支払利息	3,110	4,313
仕入債務の増減額(は減少) 242,371 91,809 未払金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息及び配当金の受取額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー - 7,942 株式の発行による収入 - 1,740 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入和による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入和による支出 100,000 250,000 長期借入和による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690	売上債権の増減額(は増加)	262,095	86,506
未払金の増減額(は減少) 90,462 82,863 契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 17,40 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入允による収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	預け金の増減額(は増加)	43,377	14,059
契約負債の増減額(は減少) - 24,051 預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 7年形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 20,000 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	仕入債務の増減額(は減少)	242,371	91,809
預り金の増減額(は減少) 40,661 2,062 その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 7月形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動による中ッシュ・フロー 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 379,380 1,169,882	未払金の増減額(は減少)	90,462	82,863
その他 80,361 23,691 小計 465,817 335,889 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	契約負債の増減額(は減少)	-	24,051
小計 利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 7,942 株式の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	預り金の増減額(は減少)	40,661	2,062
利息及び配当金の受取額 8 13 利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	その他	80,361	23,691
利息の支払額 3,040 4,312 法人税等の支払額 62,510 122,005 営業活動によるキャッシュ・フロー 400,275 209,584 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 100,000 250,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352	小計	465,817	335,889
法人税等の支払額62,510122,005営業活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出400,275209,584投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出1,1522,327無形固定資産の取得による支出13,66745,595敷金の回収による収入28,129-投資活動によるキャッシュ・フロー13,30947,922財務活動によるキャッシュ・フロー-7,942株式の発行による収入-560,110新株予約権の行使による株式の発行による収入-1,740社債の償還による支出-20,000長期借入れによる収入100,000250,000長期借入金の返済による支出140,084154,701財務活動によるキャッシュ・フロー40,084826,690現金及び現金同等物の増減額(は減少)373,501988,352現金及び現金同等物の期首残高796,3801,169,882	利息及び配当金の受取額	8	13
営業活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 知識の回収による収入 大場質活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 知識の回収による収入 対資活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 株式の発行による収入 ・ 7,942 株式の発行による収入 ・ 197,482 社債の償還による支出 ・ 20,000 長期借入金の返済による支出 財務活動によるキャッシュ・フロー 長期間入金の返済による支出 ・ 20,000 長期借入金の返済による支出 ト 100,000 長期借入金の返済による支出 ト 20,000 長期借入金の返済による支出 ト 100,000 東期借入金の返済による支出 ト 20,000 長期借入金の返済による支出 ト 100,000 東がいるのものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	利息の支払額	3,040	4,312
投資活動によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の取得による支出 1,152 2,327 無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	法人税等の支払額	62,510	122,005
有形固定資産の取得による支出1,1522,327無形固定資産の取得による支出13,66745,595敷金の回収による収入28,129-投資活動によるキャッシュ・フロー13,30947,922財務活動によるキャッシュ・フロー-7,942上場関連費用の支出-7,942株式の発行による収入-560,110新株予約権の行使による株式の発行による収入-1,740社債の発行による収入-197,482社債の償還による支出-20,000長期借入れによる収入100,000250,000長期借入金の返済による支出140,084154,701財務活動によるキャッシュ・フロー40,084826,690現金及び現金同等物の増減額(は減少)373,501988,352現金及び現金同等物の期首残高796,3801,169,882	営業活動によるキャッシュ・フロー	400,275	209,584
無形固定資産の取得による支出 13,667 45,595 敷金の回収による収入 28,129 - 投資活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー		
敷金の回収による収入 28,129 - 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 13,309 47,922 財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	有形固定資産の取得による支出	1,152	2,327
投資活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	無形固定資産の取得による支出	13,667	45,595
財務活動によるキャッシュ・フロー 上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	敷金の回収による収入	28,129	-
上場関連費用の支出 - 7,942 株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	投資活動によるキャッシュ・フロー	13,309	47,922
株式の発行による収入 - 560,110 新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入 - 1,740 社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	上場関連費用の支出	-	7,942
社債の発行による収入 - 197,482 社債の償還による支出 - 20,000 長期借入れによる収入 100,000 250,000 長期借入金の返済による支出 140,084 154,701 財務活動によるキャッシュ・フロー 40,084 826,690 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 373,501 988,352 現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	株式の発行による収入	-	560,110
社債の償還による支出-20,000長期借入れによる収入100,000250,000長期借入金の返済による支出140,084154,701財務活動によるキャッシュ・フロー40,084826,690現金及び現金同等物の増減額(は減少)373,501988,352現金及び現金同等物の期首残高796,3801,169,882	新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	1,740
長期借入れによる収入100,000250,000長期借入金の返済による支出140,084154,701財務活動によるキャッシュ・フロー40,084826,690現金及び現金同等物の増減額(は減少)373,501988,352現金及び現金同等物の期首残高796,3801,169,882	社債の発行による収入	-	197,482
長期借入金の返済による支出140,084154,701財務活動によるキャッシュ・フロー40,084826,690現金及び現金同等物の増減額(は減少)373,501988,352現金及び現金同等物の期首残高796,3801,169,882	社債の償還による支出	-	20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー40,084826,690現金及び現金同等物の増減額(は減少)373,501988,352現金及び現金同等物の期首残高796,3801,169,882	長期借入れによる収入	100,000	250,000
現金及び現金同等物の増減額(は減少)373,501988,352現金及び現金同等物の期首残高796,3801,169,882	長期借入金の返済による支出	140,084	154,701
現金及び現金同等物の期首残高 796,380 1,169,882	財務活動によるキャッシュ・フロー	40,084	826,690
 	現金及び現金同等物の増減額(は減少)	373,501	988,352
現金及び現金同等物の期末残高 1,169,882 2,158,234	現金及び現金同等物の期首残高	796,380	1,169,882
	現金及び現金同等物の期末残高	1,169,882	2,158,234

【注記事項】

(重要な会計方針)

1.棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備

15年

工具、器具及び備品 4~10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

定額法を採用しております。

償却年数 3年

(2) 社債発行費

定額法を採用し、償還期間に応じた年数により償却しております。

償却年数 5年

4 . 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

なお、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しておりますが、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した総額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

(1) マーケティングソリューション事業

マーケティングソリューション事業においては、主にインターネット広告の運用代行を行っております。インターネット広告事業における主な履行義務は、顧客と合意した契約条件に基づいて広告をメディアに出稿することであり、当該履行義務は広告配信期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

(2) SaaS事業及びSPAIA事業

SaaS事業及びSPAIA事業においては、主にウェブ上で利用するサブスクリプションサービスの自社開発及び提供を行っております。このようなツールの提供については、サービス提供期間の各締日ごとに履行義務が充足されるため、末日締日時点で収益を認識しております。

6 . キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

- ・繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の財務諸表に計上した額

		(十円)
	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	42,853	24,736

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得を合理的に見積り、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、 翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える 可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の繰越利益剰余金の期首残高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。ただし、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」、「預り金」の一部及び「前受収益」は、当事業年度より「流動負債」の「契約負債」に含めて表示しております。また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替を行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関して)

新型コロナウイルス感染症の影響については収束時期を正確に見通すことは現時点において困難ではありますが、当事業年度末において将来の事業計画及び将来キャッシュ・フロー等の予測にあたり重要な影響は生じておりません。また、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関しても、重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
貸倒引当金繰入額	3,700千円	854千円
給与手当	361,642 "	392,654 "
役員報酬	72,691 "	97,685 "
おおよその割合		
販売費	80%	76%
一般管理費	20%	24%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(株)	1,075,000	-	-	1,075,000
A種優先株式	163,500	-	-	163,500

2.自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

3.新株予約権に関する事項

1.45	目的となる		目的となる株式の数(株)			当事業
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	年度末残高 (千円)
第1回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
第2回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	1	1	-
第3回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
第4回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
第5回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
第6回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
第7回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
第8回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

4.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

		- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(株)	1,075,000	7,061,000	-	8,136,000
A種優先株式	163,500	-	163,500	-

(変動事由の概要)

(1)普通株式の発行済株式の増加理由は以下のとおりです。

A種優先株式の対価として普通株式を発行163,500株株式分割(1:6)による増加6,192,500株新規上場に伴う新株発行による増加642,000株新株予約権の権利行使による新株発行による増加63,000株

(2)A種優先株式の発行済株式の減少理由は以下のとおりです。

A種優先株式を自己株式として取得・消却 163,500株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。

3.新株予約権に関する事項

	目的となる		目的となる株式の数(株)				
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	年度末残高 (千円)	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-	
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1	-	-	-	-	
第3回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	1	-	,	1	-	
第4回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	1	-	-	-	-	
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1	-	1	1	-	
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1	-	-	1	,	
第7回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-	
第8回ストック・オプショ ンとしての新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-	
合計		-	-	-	-	-	

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	1,169,882千円	2,158,234千円
現金及び現金同等物	1,169,882千円	2,158,234千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要な運転資金を主に銀行借入によるものとする方針であります。デリバティブ取引に関しましては現在行っておらず、リスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。広告掲載媒体提供企業(広告媒体)への 買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。社債及び長期借入金は、主にマーケティングソリューション 事業運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日又は返済日は決算日後、最長で7年後であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づきビジネスサポート部が適時に資金繰計画を作成・更新することによ り、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5)信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち11.72%が特定の大口顧客に対するものであります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、短期間で決済される金融 商品については時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金()	336,583	335,362	1,220
負債計	336,583	335,362	1,220

)長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(2022年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(1)	180,000	180,000	-
(2) 長期借入金(2)	431,882	430,346	1,535
負債計	611,882	610,346	1,535

- (1)社債は1年内償還予定の社債を含めております。
- (2)長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2021年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
現金及び預金	1,169,882	-	-	-	-	-
売掛金	500,929	-	-	-	-	-
合計	1,670,811	-	-	-	-	-

当事業年度(2022年12月31日)

ニーニー コテホース(コチネー及(2022年127301日)					
	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
現金及び預金	2,158,234	-	-	-	-	-
売掛金	414,423	-	-	-	-	-
合計	2,572,657	-	-	-	-	-

(注2)社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2021年12月31日)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	110,541	89,129	58,715	35,869	17,507	24,822
合計	110,541	89,129	58,715	35,869	17,507	24,822

当事業年度(2022年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	40,000	40,000	40,000	40,000	20,000	-
長期借入金	139,121	108,707	85,861	67,499	17,318	13,376
合計	179,121	148,707	125,861	107,499	37,318	13,376

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の

算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価。

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係

るインプットを用いて算定した時価。

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価。

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2022年12月31日)

<u>コチボー次(1-0-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1</u>				
区分	時価 (千円)			
区 万	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
社債	-	180,000	-	180,000
長期借入金	-	430,346	-	430,346
負債計	-	610,346	-	610,346

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を当該社債及び長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定する方法によっております。

これらについては、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名 該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年 3 月26日	2015年 7 月24日	2016年 3 月30日
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役1名 当社従業員7名	当社取締役2名 当社従業員15名 社外協力者1名	当社取締役 1 名 当社従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式240,000株	普通株式129,000株	普通株式108,000株
付与日	2015年4月1日	2015年 7 月31日	2016年 3 月31日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年4月1日~ 2025年2月末日	2017年 8 月 1 日 ~ 2025年 6 月30日	2018年4月1日~ 2026年2月末日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2016年 8 月19日	2018年8月1日	2019年 3 月27日
付与対象者の区分及び人 数	当社従業員7名	当社取締役 1 名 当社従業員18名	当社従業員15名
株式の種類及び付与数	普通株式28,800株	普通株式75,600株	普通株式43,800株
付与日	2016年 8 月20日	2018年 9 月 1 日	2019年4月1日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年 9 月 1 日 ~ 2026年 8 月末日	2020年 9 月 2 日 ~ 2028年 9 月 1 日	2021年4月1日~ 2029年3月31日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2020年 3 月27日	2021年 3 月25日
付与対象者の区分及び人 数	当社従業員8名	当社取締役 1 名 当社従業員47名
株式の種類及び付与数	普通株式27,000株	普通株式65,100株
付与日	2020年4月1日	2021年4月1日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新 株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年4月1日~ 2030年2月28日	2023年4月1日~ 2031年2月28日

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2018年8月2日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2022年6月11日付株式分割(普通株式1株につき6株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年 3 月26日	2015年 7 月24日	2016年 3 月30日
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	
付与	-	1	
失効	-	1	1
権利確定	-	1	1
未確定残	-	1	1
権利確定後(株)			
前事業年度末	168,000	97,800	72,600
権利確定	-	1	1
権利行使	11,400	11,400	25,200
失効	-	-	7,200
未行使残	156,600	86,400	40,200

	第4回新株予約権	第 5 回新株予約権	第6回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年 8 月19日	2018年8月1日	2019年 3 月27日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	1	-
付与	•	1	-
失効	•	1	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	19,800	39,600	30,600
権利確定	-	-	-
権利行使	7,200	1,200	5,400
失効	-	3,000	7,800
未行使残	12,600	35,400	17,400

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2020年 3 月27日	2021年 3 月25日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	21,000	65,100
付与	-	-
失効	-	13,800
権利確定	21,000	-
未確定残	-	51,300
権利確定後(株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	21,000	-
権利行使	1,200	•
失効	3,000	•
未行使残	16,800	-

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2018年8月2日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2022年6月11日付株式分割(普通株式1株につき6株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年 3 月26日	2015年 7 月24日	2016年 3 月30日
権利行使価格(円)	3	9	12
行使時平均株価(円)	1,213	1,213	973
付与日における 公正な評価単価(円)	-	-	-

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第 6 回新株予約権
決議年月日	2016年 8 月19日	2018年8月1日	2019年 3 月27日
権利行使価格(円)	15	153	153
行使時平均株価(円)	992	1,213	1,213
付与日における 公正な評価単価(円)	-	ı	-

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2020年 3 月27日	2021年 3 月25日
権利行使価格(円)	153	677
行使時平均株価(円)	1,129	-
付与日における 公正な評価単価(円)	1	-

- (注) 2018年8月2日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2022年6月11日付株式分割(普通株式1株につき6株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
- 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価 単価の単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎と なる当社株式の評価方法は、純資産方式、ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法との併用 により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 288,145千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における

本源的価値の合計額 66,938千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
ソフトウエア	28,895千円	16,924千円
未払事業税	7,934 "	4,252 "
事業整理損失	3,081 "	- 11
その他	3,859 "	3,558 "
繰延税金資産小計	42,853千円	24,736千円
評価性引当額	- "	- //
繰延税金資産合計	42,853千円	24,736千円
繰延税金負債	- 千円	- 千円
繰延税金資産純額	42,853千円	24,736千円

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった 主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	34.55%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%	0.14%
住民税均等割	0.33%	0.21%
法人税特別控除額	5.18%	2.83%
留保金課税	- %	5.14%
その他	0.33%	1.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.14%	34.77%

3 . 法人税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2022年9月28日の株式上場に際して行われた公募増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、2023年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.55%から30.62%に変更しております。この税率変更により繰延税金資産の金額が3,174千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社は、事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社は、事務所の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
 - 「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 「(重要な会計方針)の「5.収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末に おいて存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位:千円)

	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	500,929
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	414,423
契約負債 (期首残高)	201,050
契約負債(期末残高)	177,622

顧客との契約から生じた債権は、当社のサービスにおいて認識した売掛金であります。

契約負債は、主に顧客からの預り金、前受金及び前受収益であります。契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受額に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は182,467千円であります。また、 当事業年度において、契約負債が23,428千円減少した主な理由は、マーケティングソリューション事業における顧客と の決済条件の変更による減少及びSPAIA事業における前事業年度末のキャンペーン等によるサブスクリプションサービス 契約増加の反動による減少であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1.報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社は、「SaaS事業」「マーケティングソリューション事業」「SPAIA事業」の3つを報告セグメントとしております。

「SaaS事業」は、主に自社開発のSiTestを用いたウェブサイト解析、アクセス解析、サイト制作、コンテンツ制作、コンサルティングによる包括的なデジタルマーケティング施策を顧客に提供しております。

「マーケティングソリューション事業」は、主にリスティング広告やDSP広告、SNS広告等あらゆるインターネット 広告の提案型運用、動画等のコンテンツ制作、アクセス解析を行い、内製による成果物を顧客に提供しております。

「SPAIA事業」は、自社開発によるSPAIAのメディア運用、AIによるプロ野球及びサッカーの勝敗予想、スーパー選手名鑑、SPAIA競馬メディアでAI競馬予想及び競馬データを一般消費者へ提供しております。また、他社と協業し、プロ野球一球速報ウィジェットを顧客に提供しております。

2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。 報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

有価証券報告書

3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報 前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

						<u> 中区・IIJ/</u>
		報告セク	ブメント		→□ まため ま	財務諸表
	SaaS 事業	マーケティン グソリュー ション事業	SPAIA 事業	計	調整額 (注 1)	計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	431,987	677,264	106,545	1,215,796	-	1,215,796
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	431,987	677,264	106,545	1,215,796	-	1,215,796
セグメント利益又は損失()	238,429	399,529	170,776	467,182	175,419	291,763
セグメント資産	62,928	596,647	24,139	683,714	1,280,062	1,963,776
セグメント負債	47,475	857,243	38,274	942,992	569,727	1,512,720
その他の項目						
減価償却費	8,019	-	26	8,045	4,140	12,186
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 又は減少額()	6,779	-	450	7,229	7,038	14,268

- (注) 1.調整額は、以下のとおりであります。
 - (1)セグメント利益又は損失()の調整額 175,419千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般 管理費等の全社費用であります。
 - (2)セグメント資産の調整額1,280,062千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - (3) セグメント負債の調整額569,727千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社負債であります。
 - (4)減価償却費の調整額4,140千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
 - (5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,038千円は、各セグメントに配分していない全社資産 に係る投資額であります。
 - 2.セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

					(<u>i</u>	単位:千円)
		報告セク	ブメント		<u>+</u> □ = 6	財務諸表
	SaaS 事業	マーケティン グソリュー ション事業	SPAIA 事業	計	調整額 (注 1)	計上額 (注2)
売上高						
顧客との契約から生じる収益	579,681	748,088	152,866	1,480,636	-	1,480,636
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	579,681	748,088	152,866	1,480,636	-	1,480,636
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	579,681	748,088	152,866	1,480,636	-	1,480,636
セグメント利益又は損失()	352,156	446,421	115,331	683,245	222,195	461,049
セグメント資産	93,157	493,915	58,790	645,864	2,262,205	2,908,069
セグメント負債	91,007	477,361	24,122	592,491	998,604	1,591,095
その他の項目						
減価償却費	9,868	-	2,304	12,172	4,698	16,871
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	10,616	-	29,772	40,388	7,534	47,922

(注) 1.調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失() の調整額 222,195千円は、主に各報告セグメントに配分していない一般 管理費等の全社費用であります。
- (2)セグメント資産の調整額2,262,205千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
- (3) セグメント負債の調整額998,604千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社負債であります。
- (4)減価償却費の調整額4,698千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
- (5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,534千円は、各セグメントに配分していない全社資産 に係る投資額であります。
- 2.セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1.製品及びサービスごとの情報 セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	金島 弘樹	-	-	当社 代表取締役 CEO	(被所有) 直接29.47 間接52.48	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証	342	-	,

- (注) 1. 当社は、銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておらず、本書提出日現 在において、当該債務被保証は解消しております。
 - 2.取引金額については、債務被保証の当事業年度末残高を記載しております。
 - 3. 当社代表取締役CEO金島 弘樹の所有割合は、金島 弘樹の資産管理会社である株式会社ゴールドアイランドが所有する株式数を含んでおります。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(会社等の場合に限る。)等 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 2021年 1 月 1 日 2021年12月31日	当事業年度 2022年 1 月 1 日 2022年12月31日
1株当たり純資産額	60.70円	161.87円
1株当たり当期純利益	27.18円	39.13円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	-	38.61円

- (注) 1.前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、前事業年度中は当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 - 2. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2022年9月28日に東京証券取引所グロース市場に上場しており、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 3. 当社は2022年6月10日開催の取締役会において、2022年6月11日を効力発生日として、普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っており、2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり治期に発達額、1株当たり当期に対しております。
 - 4.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	451,056	1,316,974
普通株式に係る期末の純資産(千円)	451,056	1,316,974
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	7,431,000	8,136,000

5.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	201,998	297,162
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	201,998	297,162
普通株式の期中平均株式数(株)	7,431,000	7,593,857
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	•	102,941
(うち、新株予約権(株))	(-)	(102,941)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式で、前事業年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	20,041	790	-	20,831	7,000	1,364	13,830
工具、器具及び備品	3,148	1,537	-	4,686	3,054	978	1,631
有形固定資産計	23,189	2,327	-	25,517	10,055	2,343	15,461
無形固定資産							
ソフトウエア	67,484	37,483	-	104,968	48,958	14,527	56,009
ソフトウエア仮勘定	10,193	34,047	28,833	15,407	-	-	15,407
無形固定資産計	77,677	71,531	28,833	120,375	48,958	14,527	71,417
長期前払費用	4,288	-	1,110	3,178	-	-	3,178
繰延資産							
株式交付費	-	6,904	-	6,904	659	659	6,244
社債発行費	-	2,517	-	2,517	461	461	2,055
繰延資産計	-	9,421	-	9,421	1,120	1,120	8,300

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア	本社	SPAIA競馬追加開発	28,422千円
ソフトウエア仮勘定	本社	SPAIA競馬追加開発	23,259千円
ソフトウエア	本社	SiTest追加開発	5,123千円
ソフトウエア	本社	FasTest開発	3,278千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア仮勘定	本社	SPAIA競馬追加開発	21,293千円
ソフトウエア仮勘定	本社	SiTest追加開発	4,622千円
ソフトウエア仮勘定	本社	FasTest開発	2,917千円

3. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2022年 1月31日	-	180,000 (40,000)	0.13	なし	2027年 1 月29日

- (注)1.「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内償還予定の金額であります。
 - 2.決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
40,000	40,000	40,000	40,000	20,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	110,541	139,121	0.87	-
長期借入金(1年以内に返済予定の ものを除く)	226,042	292,761	0.87	2024年1月4日~ 2030年7月30日
合計	336,583	431,882	-	-

- (注) 1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. 変動金利のものについては、当事業年度末の利率を適用しております。
 - 3 . 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4 年超 5 年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	108,707	85,861	67,499	17,318

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,709	2,855	262	3,447	2,855

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に 見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によってい るため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	2,158,234
小計	2,158,234
合計	2,158,234

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	48,565
株式会社FOLIO	31,286
株式会社IDEA	24,749
株式会社共生	18,507
京セラ株式会社	16,647
その他	274,666
合計	414,423

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) <u>(A)+ (D)</u>
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(B) 365
500,929	4,758,524	4,845,030	414,423	92.1	35.1

貯蔵品

区分	金額(千円)
表彰用商品券	139
合計	139

前渡金

区分	金額(千円)
広告費	160,821
合計	160,821

買掛金

相手先	金額(千円)
グーグル合同会社	297,213
Meta Platforms Ireland Limited	65,273
Twitter Asia Pacific Pte. Ltd.	12,838
CRITEO株式会社	3,730
SMN株式会社	3,395
その他	12,384
合計	394,835

未払金

区分	金額(千円)
クレジットカード	162,886
その他	8,768
合計	171,655

契約負債

区分	金額(千円)
広告費	155,729
サブスクリプションサービス	21,893
合計	177,622

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)		第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高	(千円)	-	-	1,119,524	1,480,636
税引前四半期(当期) 純利益	(千円)	-	-	366,736	455,536
四半期(当期)純利益	(千円)	-	-	241,333	297,162
1 株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	-	-	32.45	39.13

(会計期間)		第 1 四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1 株当たり四半期純 利益	(円)	•	-	7.45	6.93

- (注) 1. 当社は、2022年9月28日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、当事業年度の第1四半期会計期間、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間における四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
 - 2.当社は2022年6月10日開催の取締役会において、2022年6月11日を効力発生日として、普通株式1株につき 6株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四 半期(当期)純利益を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年 6 月30日、毎年12月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL:https://corp.glad-cube.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、 定款に定めております。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し) 2022年8月25日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2022年9月8日及び2022年9月16日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第16期第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)2022年11月14日近畿財務局長に提出。

EDINET提出書類 株式会社グラッドキューブ(E37979) 有価証券報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月29日

株式会社グラッドキューブ 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 笹

業務執行社員

忍会計士 笹 山 直 孝

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 内 田 聡

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グラッドキューブの2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グラッドキューブの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

マーケティングソリューション事業における売上高の発生(正確性)

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

株式会社グラッドキューブは、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、「マーケティングソリューション事業」、「SaaS事業」、「SPAIA事業」を報告セグメントとしており、このうち、マーケティングソリューション事業の外部顧客への売上高は748,088千円であり、売上高全体の50%を占めている。

会社は2022年9月に株式上場を行っており、より高い成長性及び収益性を確保する視点より売上成長率等を経営指標として設定していることから、売上高は経営者及び財務諸表利用者が最も重視する指標の一つである。また、売上高は利益の主たる源泉であり、特に売上高全体に占める割合が大きいマーケティングソリューション事業の売上高が財務諸表へ与える影響は大きい。

マーケティングソリューション事業では、主にインターネット広告の提案型運用を行っており、顧客から預かった広告代金を広告媒体に払い込み、リスティングの告やDSP広告、SNS広告等の運用を行い、手数料を収受している。手数料は、実際に運用された広告使用料については、主に自社開発した業務処理システムにより、各広告媒体によっては手作業により業務処理システムにインプットするケースがある。また、例外的な契約条件に基づく手数料等については、ま務処理システム内での自動計算金額の調整が必要となり、顧客ごと、広告媒体ごとに営業債権債務を有し、決済条件についても相手先ごとに異なっているため、オペレーションが複雑化している。

そのため、マーケティングソリューション事業の売上 プロセスには業務処理システム上の自動処理以外の非定 型的な処理が含まれており、不正確な数値で売上が計上 された場合、財務諸表に大きな影響を及ぼすリスクが存 在する。

以上から、当監査法人は株式会社グラッドキューブのマーケティングソリューション事業における売上高の発生(正確性)を監査上の主要な検討事項と判断した。

監査上の対応

当監査法人は、マーケティングソリューション事業における売上高の発生(正確性)を検討するため、主に以下の手続を実施した。

(1)内部統制の評価

・売上プロセスの内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下の内部統制に焦点を当てた。

- ・ 業務処理システムにおけるIT全般統制
- ・ 広告使用料及び手数料率のインプットデータの正確 性を確保するための業務処理統制
- 業務処理システム内で行われた調整に関するモニタリングにかかる業務処理統制

(2)売上高の発生(正確性)の検討

- ・ 統計的あるいは非統計的手法に基づき抽出した売上 取引に対し、売上高の計算要素である広告使用料につ いては広告媒体のシステム上に表示される利用履歴等 や広告媒体から送付された請求書との照合を実施し、 手数料率については契約書等との照合を実施した。
- ・ 業務処理システム内で行われた調整のうち重要なものについて調整内容を検討するとともに、会計システムの売上高との整合性を確認した。
- ・ 決算日を基準日とし、売掛金の残高確認を実施した。
- ・ 売上高及び関連する営業債権債務の勘定について、 借方貸方別に相手勘定分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。